

## 第 2 分 科 会 (No. 3)

1 日 時 令和5年9月15日(金)

午前10時00分 開会

午後 0時03分 休憩

午後 1時00分 再開

午後 3時33分 閉会

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 (19人)

主 査	日 野 雄 二	副 主 査	永 井 佑
委 員	宮 崎 吉 輝	委 員	中 村 義 雄
委 員	西 田 一	委 員	中 島 隆 治
委 員	金 子 秀 一	委 員	山 本 眞 智 子
委 員	木 下 幸 子	委 員	大 久 保 無 我
委 員	森 結 実 子	委 員	小 宮 けい 子
委 員	白 石 一 裕	委 員	伊 藤 淳 一
委 員	藤 沢 加 代	委 員	荒 川 徹
委 員	有 田 絵 里	委 員	大 石 仁 人
委 員	井 上 しん ご		
(委 員 長	村 上 直 樹	副 委 員 長	泉 日 出 夫)

4 欠席委員 (0人)

5 出席説明員

教 育 長	田 島 裕 美	教 育 次 長	高 橋 英 樹
総 務 部 長	小 杉 繁 樹	総 務 課 長	久 保 慶 司
学校規模適正化担当課長	徳 光 崇	教 職 員 部 長	澤 村 宏 志
教 職 員 課 長	藤 井 創 一	労 務 争 訟 担 当 課 長	井 上 淳
学校支援部長	倉 光 清 次 郎	学 事 課 長	青 柳 祥 二
学校保健課長	中 山 賢 彦	施 設 課 長	江 藤 博 明
学校教育部長	高 松 淳 子	学 校 教 育 課 長	松 山 修 司
教育振興担当課長	田 丸 陞 子	生 徒 指 導 課 長	有 田 勝 彦

不登校等支援センター担当課長	福嶋 一也	学校支援担当課長	山中 孝一
部活動地域移行担当課長	野田 久敏	特別支援教育担当部長	竹永 政則
特別支援教育課長	小西 友康	授業づくり支援企画課長	臼木 祐子
教育情報化推進課長	赤瀬 正信	中央図書館長	柴田 憲志
中央図書館副館長	金子 二康	運営企画課長	藤原 定男

外 関係職員

## 6 事務局職員

委員会担当係長 梅林 莉果 書記 廣池 和哉

## 7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	議案第121号 令和4年度北九州市一般会計決算についてのうち所管分	議案の審査を行った。
2	議案第131号 令和4年度北九州市土地取得特別会計決算についてのうち所管分	
3	市長質疑項目について	市長質疑項目の締切りは9月21日午後4時までとし、審査終了が午後3時以降となった場合は、審査終了の1時間後までとすることを確認した。

## 8 会議の経過

○主査（日野雄二君）開会します。

本日は、教育委員会関係議案の審査を行います。

議案第121号のうち所管分及び131号のうち所管分の以上2件を一括して議題とします。

審査の方法は、一括説明、一括質疑とします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭にお願いします。なお、議案説明は着席のままで受けます。

それでは、説明を求めます。教育長。

○教育長 決算特別委員会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、日頃から教育行政に対しまして多大なる御支援をいただきまして、誠にありがとうございます。

教育委員会でございますが、令和4年度は第2期子どもの未来をひらく教育プランの4年目

ということで、5つのミッションに応じた幅広い取組を進めてまいりました。例えば、医療的ケア児の支援事業だとか、さらには不登校対策のための不登校等総合支援事業、それから物価高騰に対応するための給食食材価格高騰対応事業、さらには幼児教育の推進のための幼児教育の質の向上に向けた推進事業などを行ってまいりました。

また、新型コロナウイルス対応といたしまして、学校におけます密集・密接を避けるという観点から、スクールバスの増車を行ったり、また子供たちの学びを保障できる環境を実現するという視点から、教育用タブレットの端末や無線LANの環境整備などを行ってまいったところでございます。

今後とも、皆様からの御意見をいただきながら、引き続き努力をしてまいりますので、より一層の御指導、ごべんたつをお願い申し上げます。

令和4年度の決算等につきましては、総務部長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

**○主査（日野雄二君）** 総務部長。

**○総務部長** それでは、議案第121号、令和4年度北九州市一般会計決算についてのうち、教育委員会所管分につきまして、お手元に配付しております資料に基づきまして説明いたします。説明に当たりましては、金額は万円単位とさせていただきます。

資料2ページ、歳入でございます。なお、事項別明細書の該当ページを備考欄に記載しております。歳入につきましては、款ごとに収入済額で御説明いたします。

まず、17款使用料及び手数料は、1項12目教育使用料、2項10目教育手数料の計1億46万円で、北九州市立高等学校の授業料などでございます。

それから、18款国庫支出金は、1項4目教育費国庫負担金、5目災害復旧費国庫負担金のうち教育委員会所管分、2項12目教育費国庫補助金及び3項7目教育費委託金の計128億3,141万円で、教育職員費に対する国庫負担金、新型コロナウイルス感染症への対応に係る地方創生臨時交付金及び大規模改修事業や外壁改修事業等の学校施設の整備などに対する国庫補助金などでございます。

真ん中あたりですけど、19款県支出金は、2項9目教育費県補助金及び3項9目教育費委託金の計501万円で、福岡県地域自殺対策強化事業などに対する県の補助金などでございます。

それから、20款財産収入のうち、1項1目財産貸付収入、3目基金運用収入、5目特許権等運用収入及び2項2目物品売払収入の各費目のうち、教育委員会所管分は計894万円で、自動販売機設置に係る貸付収入などでございます。

資料3ページの一番上、21款寄附金は、1項5目教育費寄附金の241万円で、北九州市の教育の推進を目的とした学校応援基金への寄附金でございます。

22款繰入金は、1項3目市民太陽光発電所特別会計繰入金のうち教育委員会所管分、2項14目学校応援基金繰入金及び17目SDGs未来基金繰入金の計7,053万円で、学校が教育的課題の

解決に向けて取り組む事業に対する学校応援基金からの繰入金や、SDGsの達成に資する事業に対するSDGs未来基金からの繰入金などでございます。

それから、24款諸収入のうち、1項1目延滞金のうち教育委員会所管分、3項10目教育費貸付金元利収入及び6項4目雑入の教育委員会所管分の計4億7,859万円で、これは奨学資金貸付金収入などでございます。

それから、25款市債は、1項12目教育債及び13目災害復旧債の計33億9,310万円で、学校施設などの整備に対する教育債等でございます。

資料4ページ、続きまして歳出でございます。歳出につきましては、項ごとに支出済額で御説明いたします。なお、備考欄に各目の主な経費を記載しております。

まず、13款1項教育職員費は、1目職員費の504億2,142万円で、義務教育諸学校等職員給与費などでございます。

それから、2項教育総務費は、1目教育委員会費、2目事務局費、3目奨学費、4目教職員人事費、5目寄宿舎費及び6目教育センター費の計14億5,414万円で、教職員給与支給関係事務経費や、特別支援学級補助講師の配置事業などに要した経費でございます。

それから、真ん中あたり、3項小学校費は、1目学校管理費、2目教育振興費及び3目学校整備費の計93億8,334万円で、これは学校給食調理業務の民間委託、それから教材の購入などに充てる標準運営費、それから大規模改修事業など、小学校の維持管理や施設整備などに要した経費でございます。なお、支出済額の右横の欄の翌年度繰越額19億5,835万円は、大規模改修事業や外壁改修事業など4事業を令和5年度に繰り越したものでございます。

4項中学校費は、1目学校管理費、2目教育振興費及び3目学校整備費の計60億4,669万円で、小学校費と同様ですけれども、中学校費の維持管理や施設整備などに要した経費でございます。なお、翌年度繰越額13億6,420万円は、大規模改修事業や外壁改修事業など4事業を令和5年度に繰り越したものでございます。

資料5ページの一番上、5項高等学校費は、1目全日制高等学校管理費、2目教育振興費及び3目学校整備費の計2億1,454万円で、北九州市立高等学校の管理運営などに要した経費でございます。なお、翌年度繰越額8,740万円は、学校トイレ整備事業や部活動整備事業の2事業を令和5年度に繰り越したものでございます。

それから、6項特別支援学校費は、1目学校管理費、2目教育振興費及び3目学校整備費の計14億8,859万円で、これはスクールバスの運行経費、それから小池特別支援学校整備事業など維持管理や施設整備などに要した経費でございます。なお、翌年度繰越額3億5,550万円は、小池特別支援学校整備事業や小倉北特別支援学校等整備事業など4事業を令和5年度に繰り越したものでございます。

それから、7項幼稚園費は、1目幼稚園管理費、2目教育振興費、3目幼稚園整備費の計4,079万円で、これは管理関係経費などに要した経費でございます。

それから、8項専修学校費は、1目専修学校費の924万円で、これは戸畑高等専修学校の管理運営などに要した経費でございます。

それから、9項社会教育費は、1目社会教育総務費、2目図書館費及び3目視聴覚センター費の計11億8,587万円で、これは図書館の指定管理委託料などに要した経費でございます。なお、翌年度繰越額2,367万円は、図書館施設改修事業を令和5年度に繰り越したものでございます。

それから、10項保健体育費は、1目学校保健費の9億5,828万円で、これは学校給食食材の価格高騰に対する経費及び学校医の報酬などでございます。

それから、11項繰出金は、1目繰出金の32万円で、これは小倉北特別支援学校等整備事業で先行取得した土地購入費の利子分を土地取得特別会計に繰り出すものでございます。

それから、一番下、14款6項教育施設災害復旧費は、1目学校施設災害復旧費の1,025万円で、これは深町小学校のり面に係る災害復旧に要した経費でございます。

以上で議案第121号、令和4年度北九州市一般会計決算についてのうち、教育委員会所管分について説明を終わります。

続きまして、議案第131号、令和4年度北九州市土地取得特別会計決算についてのうち、教育委員会所管分につきまして、お手元に配付しております資料に基づいて説明いたします。

資料6ページ、まず歳入でございます。

2款繰入金は、1項1目一般会計繰入金のうち、教育委員会所管分32万円で、これは小倉北特別支援学校等整備事業で先行取得した土地購入費の利子分を一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、その下、歳出でございます。

1款2項繰出金のうち、教育委員会所管分は1目繰出金の32万円で、これは小倉北特別支援学校等整備事業で先行取得した土地購入費の利子分を公債償還特別会計に繰り出すものでございます。

なお、資料の7ページから14ページに、参考として令和4年度決算教育委員会主要施策を添付しております。

続きまして、③北九州市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について説明いたします。

資料16ページと17ページをお願いします。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づきまして、教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成して議会に提出するものでございます。

16、17ページの表は、報告第27号、北九州市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についての資料の一部を抜粋したものでございます。

評価結果としましては、A評価、大変順調が2施策、B評価、順調が5施策、C評価、やや

遅れが5施策となっております。

最後になりますけども、④令和5年度指定管理者の評価結果について説明します。

資料18ページをお願いします。資料18ページです。

今回評価の対象になる教育委員会所管分の指定管理者は、選定前の多段階評価につきましては株式会社日本施設協会で、対象施設は若松図書館、評価ランクはDとなります。なお、この評価点であれば通常Cランクとなりますが、表の下の米印に記載のとおり、同指定管理者による不正行為が行われたことを受けまして、Dランクとしたものでございます。

中間の多段階評価につきましては、1つ目が日本施設協会・図書館流通センター共同事業体で、対象施設は小倉南図書館、評価ランクはB、2つ目が株式会社黒崎コミュニティーサービスで、対象施設は八幡西図書館、評価ランクは同じくBとなります。

以上簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

**○主査（日野雄二君）** ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑は会派ごとに持ち時間の範囲内で議題に関する事項とし、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。質疑はありませんか。森委員。

**○委員（森結実子君）** おはようございます。ハートフル北九州の森結実子でございます。

まず、1点目に、北九州グローバルゲートウェイ体験学習事業についてお伺いします。

去年1年間実施をして、この体験をしたことによる何かアンケートとかを子供たちにとっているかどうかというのが1点目と、2点目に、この体験をしたことによって子供たちに何か変化があったかとか成果があったかという、教職員の方から見た成果みたいなものの結果があれば教えてください。

あと、予算ではたしか8,200万円ぐらいだったので、決算額が2,700万円ぐらい少なくなっていると思うんですが、その決算額の差を教えてください。

2点目に、ちょっと決算から離れますが、先日起きた教職員の逮捕事案について、今までも様々に研修を行っていらしたと思いますが、今後まだ何かできることがあるのでしょうか、お伺いします。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長** 英語村KGGについてお答えします。

体験のアンケートを取っているか、また子供の変化、教員の成果、また予算が減ったわけということで、順次お答えさせていただきます。

まず、アンケートの実施ですが、昨年度アンケートを取っておりまして、その中で、子供たちからは、KGGに参加して楽しかったという回答が97%、また英語学習への意欲が高まったと回答している児童生徒が89%、また、もう一度英語村に行きたいと思っている子供たちが86%

というような形で、児童生徒につきましては肯定的な回答が多かったという状況でございます。

また、教員につきましては、外国語学習への意欲やコミュニケーションの態度にプラスの効果が現れたかという質問に対して、93%が効果的であった。また、教員が体験学習を日頃の学習の成果を試す場として有効と捉えているかにつきましては、97%の教員が試す場として有効であると回答しておりました。

続いて、予算の件です。教育委員会がバス代を負担しているんですが、決算が減った件につきましては、以前はコロナの中でしたので、バスの座席、乗車人数というものを制限しておりまして、そういった形でバスの台数が増えたため、多めに予算を取っておりましたが、決算の中では、コロナ明けでバスが詰めて座れるようになりましたので、台数を減らすことができたというところでの減になっております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 労務争訟担当課長。

**○労務争訟担当課長** 教職員の不祥事防止の対策につきまして、まず研修等の側面からお答え申し上げます。

委員から先ほどお話がございましたとおり、これまでも様々な研修等を行ってきておりましたけれども、不祥事が依然として発生しているという状況で、また令和4年度は少し件数も多かったという状況もございます。

そうした中で、かつての本会議答弁などで申し上げたこともございましたけれども、やはり教職員の誇りや使命感を高めていく、そうした原点に立ち返った研修が重要であろうということを改めて教育委員会の中では考えていまして、令和5年度は、これまでつくってございました不祥事防止マニュアルを16年ぶりに全面的に改定しまして、いわゆる不祥事発生の原因であるとか、起こした場合のその影響とか、それを防ぐための学校の中で同僚性の発揮など、どのように取り組んでいくことが必要なのかと、そうした総論的な内容も加えまして全面的に改定をしたところでございます。

現在、令和5年度からは、そうした内容に沿って各学校でより実効的な研修に取り組んでいるところでございまして、まだ令和5年度は途中ではございますけれども、今現在、令和5年度の懲戒処分案件は、令和4年度秋に発生した事案に関して今年の7月に処分した案件1件のみで、この間の逮捕事案は、今から捜査の行方を見守っていく必要がございますけれども、現状としては、見直した研修の効果というのも少し感じているところではございますが、ただ、やはり今後も不断の取組が必要だと考えておりますので、研修内容をしっかり見極めながら取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 教職員課長。

**○教職員課長** 今回の事案を受けまして採用試験の在り方等を再考していく必要があるのではないかと考えています。

現在のところ、まず入り口である採用試験の志願書を提出する際に、欠格条項に該当しない

ことを確認しております。

また、合格した後は、任用までの間に居住している自治体で欠格事由証明書というのをだして、二重のチェックをしているところです。

しかし、今回このようなことになりましたので、採用試験では、特に模擬授業、集団討議、面接等でおおのの適性等を見ているんですけども、この辺でさらに一層の工夫が必要ではないかと考えておりますので、しっかりと検討して最大限対応してまいりたいと考えております。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 森委員。

**○委員（森結実子君）** ありがとうございます。

KGGについてなんですが、子供も教職員もすごく皆さん満足して、学習の成果を感じているようなんですが、いつ行ってもKGGはがらがらなんですね。私立のものなので、しょうがないのかもしれないのですが、その割にアンケート評価が高いという、その差がすごく不思議で、ほとんどお客さんがいないんですね。私の友達とかにも聞くんですけど、お客さんが入っているのを見たことがないというぐらいで、市がこの事業をやめたらどうなってしまうのかなと。すごく有効であるとも思っているんで、できたらずっと北九州にいてほしいところではあるんですが、ちょっとその辺が不安だったので、皆さんの評価がすごく高いのに何でそれでリピーターにならないのかなというのは少し不思議な感じがしました。

あと、不祥事につきましては、今回は教職員になる前の事案で逮捕されたものと理解しておりますが、勤務していた学校において不祥事がなかったかどうかとか、そういう嫌な思いをした子はいなかったかどうかとか、細かく調査と、あと精神的なフォローをしていただきたいと思っております。

国でも日本版DBSを設置する方向に行っていると思いますが、ほとんどの教職員の方は一生懸命やっていたらっしゃるのに、こういうことがあることで学校とか教職員の方への信頼が失われると、こんなことを言てはいけないのかもしれないのですが、モンスターペアレントみたいな、クレマーみたいな人が増えてしまうのではないかと。そうするとまた教職員の方の重責になってしまうのではないかとこの心配があるので、今回のことも細かく調査していただきたいと思っております。私からは以上です。ありがとうございます。

**○主査（日野雄二君）** はい、ありがとうございます。次にどなたか。小宮委員。

**○委員（小宮けい子君）** よろしくお願ひいたします。2点お伺ひします。

まず、1点は、子どもひまわり学習塾の成果とこれからの課題というところをお聞かせください。

もう一つ、その子どもひまわり学習塾の中で拠点型として中学校で行っている部分について、どのような成果が上がっているのかを聞かせてください。

2点目は、特別支援学校費の決算の中で、学校ごとに学校管理費が目として上げられて、区



分に旅費と出ていますが、特別支援学校の教員から、旅費が足りないから十分に修学旅行等の下見に行けなかったという声を聞いたもので、この決算額を見たときには余裕があるのに、なぜそういうふうな事態が現場の声として上がるのか少し不思議に思いましたので、その決算の状況と、各学校に配分された旅費の額というところでの見解をお聞かせください。この2点です。

**○主査（日野雄二君）** 授業づくり支援企画課長。

**○授業づくり支援企画課長** ひまわり学習塾に関してお答えさせていただきたいと思います。

まず、成果と課題に関しましてですけれども、この事業が始まって10年目になります。ここ数年は3,000人ほどの児童生徒が参加しております。

最近は、子供たちの学習に関する基礎基本の定着が図られているのではないかと思います。

また、中学校におきましては、そういう学習をすることで進路の幅が広がるというところで成果も現れていると思います。

そういった中で、拠点型それから学校型におきまして確認テスト等を行っていますけれども、塾開始の時期と年度末に行ったテストにおきましてもポイントが上がるということで、それぞれ成果も見えているところになります。

また、課題に関してなんですけれども、指導員が少しずつ高齢化しているというところで、指導員の確保が少し課題になってくるのかなと思います。現在500人ほどの指導員に登録していただいておりますが、その確保は課題になるのかなというところもあります。

また、学校におきましてそれぞれの学校が補充学習を工夫して取り組んでおりますので、その学校独自の補充学習と、教育委員会で行っておりますひまわり学習塾との今後の在り方というところも課題になってくるのかなと思っております。

拠点型における成果ですが、今拠点型は2者にやっただいており、学校ではなく、塾などが実際に行っておりますけれども、それぞれの事業者がテキストなどの工夫にも取り組んでおりますし、また学校ではなく、そういったところで学ぶということで基礎基本や、また個別指導が丁寧に行われているということで、子供たちの学習意欲の定着にも成果が見えているところです。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 特別支援教育課長。

**○特別支援教育課長** 特別支援学校における旅費につきまして、学校の修学旅行の下見の状況を御説明したいと思います。

各学校への県外出張に係る旅費については、学校の規模によって予算配分されております。その中で、各学校は修学旅行に係る経費とか、また県外出張や研修など、そういったものについて年間計画を立ててやりくりしながら執行している状況でございます。

特に特別支援学校の場合は、修学旅行に年3回行きます。小学部、中学部、高等部と行きまして、さらに学年の担任や引率の校長、養護教諭のほかにも、応援という形で他学年の教員を

多数参加させる学校もございますので、出張に行く教員が非常に多い状況です。その中で、次年度の修学旅行の計画を立てる際に下見に行くというケースもございます。

しかしながら、この下見に回す旅費にゆとりがあるかといいますと、正直なかなかそこまで余裕を持って予算を回すというところが難しい状況もございますので、例えば今年度修学旅行の引率をする際に、次年度に修学旅行へ行く予定の下の学年の教員が同行して、同じ行程をしっかり見てくるというような形で下見を兼ねて修学旅行に同行するケースとか、また、2泊3日の行程を1泊2日で見てくるとか、九州であれば日帰りで行くとか、また下見に行く教員を1人とか2人とかにして少し制限をかけていくなど、学校の実情で様々な工夫をして下見を実施している状況でございます。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 学事課長。

**○学事課長** 特別支援学校の予算額と決算額のかい離に関して若干説明させていただきたいと思えます。

私ども教育委員会で各学校に予算を配分しておりますけれども、過不足等が発生しましたら、できるだけ流用等で柔軟に対応しているところではございますけれども、今お尋ねのありました旅費だけとか、そういうことに特化できず、いろんな経費がございますので、そういったものの流用等々は柔軟にやっておりますけれども、そういったものが積み重なって予算残が発生するというふうに御理解いただければと思えます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 小宮委員。

**○委員（小宮けい子君）** ありがとうございます。

まず、ひまわり学習塾の件で、やはり学力の向上ということで、特に教室の中では厳しい子供たちが来ていることが多いと聞いております。その子供たちが、週2回ですかね、ひまわり学習塾に行くことで、どのぐらい授業についていけるようになったか。中学校の担任をしている数学の先生からも、数学が英語だったと子供が言って帰ったという話がありました。やはりそれだけ学力がついていない子供たちもいる。そういう子供たちを学年相応の学習に持っていくことに対して、週2回あっているひまわり学習塾の効果というものはどうなんだろうかと思えますので、学力の低い子供たちが、教室で同じように受けていけるようになるまでの学力保障という部分についてひとつお聞かせください。

**○主査（日野雄二君）** 授業づくり支援企画課長。

**○授業づくり支援企画課長** 今のお話にあったように、参加している子供たちの学力は非常に厳しいものもあると思えます。

ただ、実際に参加している児童生徒というのは、全体の1割程度ですので、どこまでその成果がというところははっきりと見えないところもあると思うんですけども、テキストで工夫をさせていただいておまして、例えば3年生で申し込んで学習に参加する児童に関しましては、1学年前の内容からスタートをし、またテキストも1ページ当たりの問題数を少なくするなど

して、子供たちにまず学習する意欲を持たせるというところからスタートさせております。少しずつのステップですけれども、そういうふうに基づ基本を子供たちに身につけさせることによって、学習の中で分かった、できたというところを身につけさせるために、スモールステップで対応させていただいています。

また、そういう情報を学校と共有させていただいておりますので、子供たちのひまわり学習塾での学びの様子は、校長先生をはじめ学校の担任の先生などにも分かっていただいておりますので、授業の中で担任の先生方にも子供たちの頑張りを褒めていただいているところです。以上になります。

**○主査（日野雄二君）** 小宮委員。

**○委員（小宮けい子君）** 今お聞きして、やはりこの子どもひまわり学習塾に子供が1割しか参加していないというのは非常にもったいないと感じます。

そして、指導員からも、その子に合った個別の教材を持って行って、その子を伸ばそうというところに取り組んでいるという話もお聞きしております。

学年が上がると、より学力が厳しくて学校に行っても面白くないというふうにつながってくる部分もあるので、このひまわり学習塾で10年続けてきたものは、子供たちの学力保障というところを大きく支えるものだと思いますので、今後もぜひ頑張ってくださいと思います。

もう一件いいですか。特別支援学校の旅費の件ですが、今の県外出張等のように、まず各学校の中で予算を配分するというのも一つ重要な部分だろうと思うんです。

来年受け持つ方が行って下見をしてくるというような工夫をされていることは分かりました。

しかし、特別支援学校の子供たちを外に連れて出るということは非常に命に関わるようなことなので、今この子の状況であったらどういう配慮が要るのか。たんを取ったりとか、そういうところや、バスを止めなければいけない場所がどこなのかとか、教員にお聞きすると、物すごく細かいチェック項目を持って下見に行かれるということでした。

やはり、なかなか外に出られない子供たち、そしてまた集団で出かけるということが少ない子供たちにとっての修学旅行を、より楽しんで、より安全にしていくためには、やはり下見に担任やたくさんの教員が行って、安心して連れていける環境をつくるということがとても大切だと思います。

予算について、学校の配分で流動的に柔軟にということが学校の中だけでは厳しければ、教育委員会へ相談や合い議をした中で出していけるとか、そういう形を十分に取って、障害のある子供たちが修学旅行をより楽しめてより安全で、連れていく側も安心していけるという方向を探っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○主査（日野雄二君）** 特別支援教育課長。

**○特別支援教育課長** 委員御指摘のとおり、修学旅行につきましてはどの学校も前年度から校内で修学旅行委員会を編成して計画を立てているところでございます。

下見につきましても、予算の範囲内で校長がやりくりをしながら当該教員と打合せしながら、下見を効果的に実施するように各学校で調整等を行っているところでございます。

また、予算の大枠の範囲内では、本当に必要な場合には教育委員会にも御相談いただいた上で学校に配慮しているところもございますので、今の御意見を踏まえまして、学校が安全に修学旅行を実施できるように、子どももこれからも学校と連携を進めてまいりたいと思います。

**○主査（日野雄二君）** 小宮委員。

**○委員（小宮けい子君）** 最後に、一言。

下見というものについて、小学校や中学校でも例年と同じであれば業者に投げて、ここここをチェックしてこれが要るというようにして、行かなくて済む分は行かずに予算内に収めていく努力をかなりしていると思います。

しかし、今は小学校や中学校の中でも食物アレルギーとかを抱えた子供がいる。個々の食物アレルギーが起こったときに診てもらえる大きな病院や大学病院がどこにあるかとかは、業者に投げてはなかなか心配なものがあるので、実際にそういうことが起こったときにということで、過去には長崎まで行ったこともありました。

やはり、下見というものが子供の安全には重要で、より価値を上げるものだと思いますので、学校の中で校長の裁量になるとは思いますけど、小学校や中学校でも出張に行って、安心してより楽しめるような形でぜひ予算を組んでいただきたいと思います。

1人分の予算をもらってそれで3人で下見に行ったというような話も聞きますので、ぜひお願いいたします。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 大久保委員。

**○委員（大久保無我君）** よろしくをお願いします。

私からは、小・中学校の児童生徒数の今後の推移の見通しと、それに伴う学校や教職員数の考え方についてお伺いしたいと思います。

この教育委員会の資料によれば、本市で最も児童生徒数が多かったのは、小学校が昭和55年で10万4,546人、小学校数は143校ありました。昭和60年には児童数が10万人を割って9万3,838人、平成28年には5万人を割って4万9,993人で、令和4年現在、小学校が128校で、児童数が4万5,139人ですね。最も多い時期から比べたら4割にまで減少している状態となっています。

中学校ももちろん同じ傾向なんですけど、昭和61年の4万9,585人がピークで、平成12年に3万人を割り込んで2万9,137人、令和4年には2万3,383人と。

傾向として、出生数の9,000人台が13年間ずっと続きました。8,000人台の出生数が11年間続いていたと。この時期に生まれた人たちというのは結構安定的な数字を維持してきているんですね。その8,000人台が続いた後に、そこから平成26年から出生数が7,000人台に入っていくんですけども、これが5年間しか続きませんでした。その5年後に6,000人台になります。6,000人台は僅か3年間しか続かずに、令和4年になりまして5,000人台へと突入したということにな

ります。

この傾向から見ていくと、恐らくこの5,000人台は2～3年しか続かないのではないかなと考えられますが、子供が減少していくケースが明らかに加速している。すさまじい勢いで加速していくのではないかなということが統計から見てとれるわけです。

人口が減少している状態の人たちに対して出生率の1.5を掛けていくわけだから、つまり0.75倍になっていくような状態だと思うんですけども、そうなると、統計的には当然1万人だったら7,500人、7,500人だったら、0.75だから5,000人ぐらいというような状態になっていくのだろうと思うんですけども、この5,000人台が何年続くかは分かりませんが、単純計算をして5,000人台が小学校に入るのは6年後ですよ。6年後に小学校に入ってきて、9年間かけて小学校、中学校となってきたときに、小学校だけで3万人の状態ですよ。恐らく3万人ぐらいになると。今が4万5,000人ですから。となると、さらに人口というか、学校の数とか先生の数とか教室の数とかを真剣に考えないといけないぐらい激減していくのではないかなと思いました。

小学校の児童数の傾向はグラフに出ていたので、教育委員会としてももちろん考えていると思うんですけども、先生の数や学校の在り方を10年後、15年後、20年後というスパンで考えたときの教育や学校の姿についてどのように考えているのかということをお話いただければと思います。

2点目、話は変わりますが、不登校児童生徒への対応についてお伺いします。

今、私たちは、議会で子ども基本条例をつくらうということでプロジェクトチームをつくって頑張っているんですけども、いろいろ研究していく中で、様々な団体とか、取組をやっているところから話を聞かせてもらっております。

その中で、不登校の児童生徒のその不登校の要因というのは、多分その子だけにしかない要因なのだろうと。かなり細かく様々な要因があるのだろうということが何となく分かってきましたので、大まかに分けると、学校とか先生とか友達とか家庭とか、多分そういうふうに分かれていくんでしょうけど、多分そこが複雑に組み合わさったりすることがあるんだろうと思うんです。所得とか、そんなものがあるのかもしれませんが、地域事情とかが入ってくるのかもしれない。

そんな不登校に対する取組を行っているNPOとかボランティアとかが様々あると思います。今回、プロジェクトチームの中でいろいろ話を聞いてみますと、草の根で取り組んでいらっしゃる方が結構多いなということが分かってきました。

教育委員会として、今市内にこうした不登校の児童生徒に対して取組を行っている団体とかがどのくらいあるのかを把握していらっしゃるのかお伺いしたいと思います。以上2点お願いします。

**○主査（日野雄二君）** 学校規模適正化担当課長。

**○学校規模適正化担当課長** 今後10年、20年先の学校の在り方ということで、学校規模適正化の観点からお答えさせていただきます。

委員も少しおっしゃいましたけれども、児童生徒数は減少傾向でございます。本市では、平成31年に児童生徒数の将来推計を出しております。これから申し上げますと、少し先になりますが、令和17年の数字でいきますと、小学校の児童数が約3万8,000人、それから中学校の生徒数でいきますと約1万8,000人弱ぐらいという、これは推計ですけれども、こういった形で、このままいくと今後も減少の傾向になると考えております。

実は平成31年に児童生徒数の推計を出しているんですけれども、これの大本になっている国の国立社会保障・人口問題研究所が出している将来推計人口というのがございますけれども、これがまた今年中をめどに更新される予定と聞いております。こういったことがあって、また更新されれば少し数字も変わってこよかなとは思いますが、そういったところを少し見据えないといけないとは思っております。

今年度こういった将来推計が更新されるということも見据えまして、外部の有識者の方に今後の学校規模適正化の進め方の意見をお伺いする有識者会議を立ち上げておまして、来年の夏前までに全6回ぐらい開催して、外の方から幅広く意見を伺って、今後の進め方というのを考えていこうと思っております。

それからまた、他都市でもいろいろな状況の中で学校規模適正化、学校の在り方が検討されていますので、そういった他都市の事例とか、そういったものも参考にしながら、先ほども申し上げた将来推計人口の更新もしっかり見据えながら、今後10年後、20年後の学校規模適正化をどのように進めていくのかということは、幅広く検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 不登校等支援センター担当課長。

**○不登校等支援センター担当課長** 本市で不登校対応の支援を行っている団体の件についてお答えします。

今委員が御指摘されたように、現在、草の根的な支援を行っているところ全てを教育委員会が把握しているということはありません。

ただ、本市に大きな親の会というものが4団体あります。不登校のお子さんをお持ちの保護者等々の悩みに対して、ボランティア的に支援を行っている4団体の親の会とは、本年度しっかり連携を図らせていただいて、不登校保護者ねっと@として教育委員会のホームページ等で紹介をさせていただいて、市民に周知を図っているところでございます。

それとは別に、俗にフリースクールと言われる場所があります。これも大きなものから小さな公民館でやっているもの等がありまして、そのフリースクール等については、令和3年度からしっかり連携をさせていただいておまして、令和4年度は16施設としっかり連携をさせていただいて、出席扱い等に関わる取組だとか、教育委員会のホームページでその紹介をして

連携をさせていただいているところです。

いろんな団体とつながっていく必要性も感じていますので、できるところからつながっていきたくて考えております。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 大久保委員。

**○委員（大久保無我君）** ありがとうございます。

まず、将来の見通しの話からさせていただきます。

学校というのは地域に対してとても重要な存在だと思います。なので、私はなるべく学校は減らさないほうがいいとは思いますが、なぜかという、学校がなくなったらその地域に住もうとかいうことがなくなってしまうんですね。その地域に住んで子供が生まれたら学校へやれなくなってしまうから、自分のライフステージの段階が変わるときに、結婚したとき、将来子供が生まれたときにこういう学校があるからここに住もうかとだんだんくなっていくんだらうと思いますが、学校がなかったら絶対そこには住まないですね。そうすると、その地域は確実に衰退していくと。消滅していくんですね。私はそういう意味では、学校は地域のコミュニティーの核にもすごくなるでしょうし、人間をそこに住ませるときのもとても大きな要因になると思いますので、なるべく学校は減らさないほうがいいとは思いますが、こういう推計を見ていくと、小学校は、ピークで10万人いたときが140校で、3万人しかない状態で128校です。じゃあ当然それでいいのかという話にもなると思うんですね。そして、それでいいとは恐らくならないだらうと思うんです。

そのときに、ちょっと言い方があれですけど、へき地的なところに住んだとしても、確実に学校に通えるような仕組みというのが要るよねということとかを考えておくことが、今からの話なのではないかなと思うんです。

だから、例えば中・高一貫校をしっかりとつくっていくとか、児童生徒数の話があるから、少なかったらやっぱり教育上よくないよねとかいう話もあるでしょうから、中・高一貫校にしてしっかりとスクールバスを走らせましょうとかの方針があれば、どんなに離れたところに住んでいようが迎えに来てくれるということになっていけば、要は学校に歩いていくのが前提というような時代ではなくなるのではないかということも想定しておかなければいけないと思います。なので、そのぐらい厳しいというか、僕は、政府がウルトラCみたいなことをやって人口が爆発的に増えるようなことがない限りは、多分よそより人口推計が相当厳しくなるのではないかなと思いますので、ある程度教育委員会としても、今までのスタイルの学校の在り方とか、例えば通学圏みたいな考え方というのは、もう概念を取っ払った状態で、学校とはそもそもどういうものなのか、学校の在り方はどういうものなのかということをしっかり考えていかなければいけないのではないかなと思います。

例えばスクールバスにしても、スクールバスは朝しか使わないから買うのはもったいないよねという話もあるかもしれませんが、昼間は地域のおでかけ交通になったり、ローカルバス

になったり、夜は例えば塾が使うとかでもいいと思うんですよね。その使い方みたいな話を教育委員会だけで考えるのではなくて、市全体の財産として考えていくようなことも一つ重要なのではないかなということ、子供が恐ろしく減少しているということ、この統計を見ながら強く思いましたので、我々議会もそうなんですけども、これを考えていく一つのきっかけにしていかなければいけないなと思いました。

恐らく4万人台が維持されるのがこの時期で終わるんだと思うんですよね。もう一気にここから減り始めると思うので、この時期が恐らく最後の時期なのだろうと思いますので、ぜひここは皆さんと一緒に考えていければなと思います。意見として言わせていただきます。

それから、不登校の話なんですけど、うちの子供もそうだったんですけど、やっぱり不登校に対して一番に対処とか向き合わなければいけないのはやっぱり親ですよね。焦るんですよ。不登校になったときのことなんて想定していないものですから、慌てるんですよね。どうしたらいいか分からなくなってしまうというのが、私の経験上、私が一人でパニックになっていただけなのかもしれませんが、そういうことがあります。

ここは教育委員会としてぜひ不登校支援なりをやっている団体、教育支援とかをやっている団体の情報をしっかり握ってほしいなと思うんですよ。なぜかと言うと、さっき言ったように、不登校になる過程や不登校になっていくプロセスなどはすごく複雑だったりするので、何が原因であるか分かりませんよねという話になってきます。

いろんな草の根でやっている団体の皆さんに得意分野がいろいろあったりとか、ここに来てもそれは対処できないよとか、多分あると思うんですけど、教育委員会としていろんな情報を持っておいて、その情報を不登校の人たちに、例えば冊子やパンフレットのようなものをつくって、お守り代わりみたいなものですよ、それを渡しておくというのも私はありなのではないかなと思います。

というのが、不登校のNPOの皆さんと話ししている中で、やっぱり情報がきちんと保護者の人たちに伝わっていないということを言われていました。私たちの情報を伝えたいんだけど、どういう流れで伝えていっていいのかわからないということで、そこを知っている人たちは使うことができるけども、知らない人たちはもちろん使うことはできないので、教育委員会としてはぜひ、いろんな団体があると思いますけど、4団体だけではなくて、草の根も含めていろんな取組をやっているところと関係を持っていただいたり、市としてここは不登校支援としてこういうことをやっていますよというような取組も含めて全部把握していただいて、多分1,000も2,000もないと思うんです。市のNPOの団体だけで500ぐらいでしたでしょうか。なので、そこから教育に限定すると、多分100ぐらいではないかなと思うので、そこはぜひ情報をしっかり取っていただいて把握していただいて、スクールソーシャルワーカーとか、不登校になった子とか、例えば1年生が入学するときにお守り代わりですよという感じで渡しておくとか、そういう感じでなるべく幅広く情報が行き渡るような取組を考えていただければなということ



要望して終わります。

**○主査（日野雄二君）** 大久保委員、質疑の中で中・高と言われましたが、小中一貫校ですね。

**○委員（大久保無我君）** ごめんなさい、小中一貫校です。

**○主査（日野雄二君）** では、白石委員。

**○委員（白石一裕君）** 1点だけ。

最近ずっと夏が暑いですよ。昨日のニュースでも、埼玉で体育の授業中に熱中症で11人が搬送されたという話もありました。そういうことには特段に気を配られていると思いますが、うちの町においてはこういった基準とか、気温だけではないと思うんですけど、湿度とか様々な環境の変化とかがあると思うんですけど、体育の授業とかはどういった基準で何に注意して熱中症予防とか、そういうことに配慮して授業を行われているんでしょうか。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 生徒指導課長。

**○生徒指導課長** 熱中症対策なんですけど、まず学校には、教育委員会で作成した熱中症対策ガイドラインを配付しております。

その中で、気温や湿度等を計算して出している暑さ指数が28を超えたときは、厳重警戒として激しい運動は中止する。31を超えた場合は、危険ということで活動を原則中止。それから、33を超えると熱中症アラートということで全ての活動が中止となります。

つい最近までは各学校で暑さ指数を測って対応をしておりましたけども、基本的に31までは今までどおりで対応するんですけど、北九州市内では八幡が観測地点となっております、この指数が33を超えたときは、北九州市内の小・中学校、高校も含めて、体育、部活動、それから空調施設のない場所での活動について一斉に中止するように通知しております。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 白石委員。

**○委員（白石一裕君）** 暑さ指数の出し方が分からないので、また後で教えてもらいたいと思いますが、一定の基準下において運用しているということなので、少し安心をしましたが、もう一点不安な点として、カリキュラムとして夏場に体育の授業が減少した場合は、それを補うために秋冬とかほかのシーズンに体育の授業が少し多くなってくるんでしょうか。その点いかがでしょう。

**○主査（日野雄二君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長** 年間で体育の授業時数は決まっておりますので、その時期にできなかつたら別の時間に補充するという形を取っていきます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 白石委員。

**○委員（白石一裕君）** はい、ありがとうございました。

暑いと色々考えることがあると思うんですけど、十分に配慮してやっていただけたらと思います。以上で終わります。

**○主査（日野雄二君）** 続けます。有田委員。

**○委員（有田絵里君）** 日本維新の会の有田絵里です。よろしくお願ひいたします。

それでは、幾つか質問をさせていただきます。

まず、学校給食における食物アレルギー事故について伺います。

北九州市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてという資料を拝見いたしました。その中に、初発事故を除くとありますけれども、令和4年度が21件となっていると思います。前の年度とかを含めて拝見すると、倍近い数字になっているかと思うんですけれども、まずこの初発事故を除くとありますが、この初発事故というのは、対象者一人に対して初めてではなく2回目という意味ですか。それとも、その学校の中で起こった事故として2回目以降の事故のことを言っているのか、まず教えてください。

過去5年を振り返っても倍近い数字ということで、なぜここまでアレルギー事故が増えてしまったと評価をされているのかということと、そこから見えた課題があったら教えていただければと思います。

実際、アレルギー事故ということで、重篤な症状が出る可能性もあると思います。これについては子供自身にどのような症状が出たのかなど教えていただければと思います。

次に、う歯予防対策の事業についてです。昨年度よりこのう歯予防対策というか、虫歯についての予防対策が強化されたかと思ひます。う歯予防に関しては決算で出てはいますけれども、ほかにも大事なところがあるかと思ひます。歯だけではなくて、耳だったり目だったり、それこそ腸内環境だったり、子供の育ちに対していろんな大事なところ、守らなければならないところがあるかと思ひますが、虫歯とか歯というのは基本的には御家庭でしていただくものですよ。これをあえて学校です。なぜ歯に重点を置いてしなければならないのか。ほかのところは後回しではないですけど、そういうふうにしてしまってもいいのか。今回の事業を通してどのように考えられているのかを教えてください。

あとは、いじめの件です。不登校対策などについては、前に一般質問でもお伺ひしていますが、ずっと調べている中で、そもそも文科省が出しているいじめ防止対策推進法というのがあるかと思ひますけど、第1章第2条の中に、この法律においていじめとは、児童に対して当該児童などが在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童などが行う心理的または物理的な影響を与える行為であつて、当該行為の対象となった児童などが心身の苦痛を感じているものを言うと言ひているんですけど、これを拝見すると、基本的に法律に関しては児童同士のことに関してのいじめというような認識なんですね。

前回、不登校を考えるアンケート保護者向け集計結果というのを一般質問の中でも御紹介させていただきましたけれども、その中で、不登校になった子供たちを見ている親に対してアンケートを取つて、その結果、不登校の要因について保護者が当てはまるかと思ひますので、教職員との関係をめぐる問題というのが1番だったということをお伝えしたと思ひます。

法律では、あくまで児童生徒同士のことしかないのであるけれども、教職員から受けた言葉だつ

たり、指導だったり、そういうことで苦しい思いをしたり悲しい思いをしたり、傷ついて、それが例えば本人ではなくても、そういった先生からの周りの子供たちへの指導の様子を見てすごく怖くなって、自分もこうなるのではないかと思って学校に行けなくなったとか、いろんなことがあると思います。

ただ、法律ではあくまでこのように不登校の要因としては、児童同士しか対象にしていけないので、総務省か文科省が全国アンケートを取っていますけれども、そのアンケートも、要因というよりは、どこに相談したかったですかとか、どこだったら相談できましたかとかいろいろ書いているんですけど、教職員の人たちが対象というのはないんですよ。どういうふうに思っていたかとか、子供たちに対してどういうふうに考えるかとか、そういうところがないなど私は思っています。

そもそも北九州市の現場にこの法律が合っているのかなど、私の中ではちょっと疑問に思うところもありまして、今様々な不登校対策を行っていらっしゃいますけれども、その中で、教職員の皆様に対してこの法律の根拠がそもそもないから、そういうことを調べたりすることは少ないのではないかなと思うんですけども、そういった不登校事案が起こったときとかに、先生としてどのように対応してきたのかとか、実態はどうなのかとか、北九州市として教職員が対象になっていないことに対してどのように考えていらっしゃるのかとか、今は右肩上がりですから、これからも不登校が起こる可能性というのは考えられます。そのような中で、先生方への御指導とか、市としてどのように考えているのかとか、今のお考えをお聞かせいただけたらなと思います。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 学校保健課長。

**○学校保健課長** アレルギーの初発の取扱いについてお答えしたいと思います。

まず、この初発の考え方は、あらかじめ学校が把握していない児童生徒のアレルギーが発生した場合です。なので、もちろん子供としても初めてですし、学校の中でこの子にアレルギーがあるということがあらかじめ認識されていないケースでございます。これが初発の取扱いの考え方になります。

続いて、件数の増加でございます。この理由についてですが、令和4年度に21件のアレルギー事故が発生しておりまして、特に私どもも憂慮しておりますのは、いわゆる教室での対応ミスが13件あったことです。件数も前年度と比べて約倍増したという内容でございます。

一個一個点検してまいりますと、やはり保護者の申出どおりにチェックしていなかったとか、そういった事案があつて、給食での対応ミス、学校での対応ミスが発生しております。

これらについては、我々も分析しましたところ、例えば1学期に比較的多く発生しているとか、担任や養護教諭などの日頃チェックしているスタッフがいないときに少し発生しやすいなど、一定の傾向があることを分析したところでございます。

したがって、今年度当初にはこの傾向を踏まえまして、各学校に例えば1学期でのチェ

ック体制の強化でありますとか、日頃実施している教員がいないときの代替措置などを中心に取組を学校に通知したところでございます。

今年度の1学期の発生状況は、アレルギー事故が1件でございまして、令和4年度の13件と比較いたしますと今は少ない傾向に進んできているのかなと思っております。

2学期以降も気を緩めることなく、このアレルギー対応には取り組んでまいりたいと考えております。

次に、どういう状況が重篤な状況かという御質問がございました。最も重篤な場合は、アナフィラキシー状態でございます。こういう児童生徒は、あらかじめアレルギーの食材が医師の下に指定されておまして、例えば小麦とか卵、こういったものについてはアナフィラキシーの可能性があるので、あらかじめ医師の指導に基づくエピペンを保有して、学校でも保管管理するなどの対応をしております。

仮にこのアナフィラキシー状態に近い状態になったときは、学校の職員がエピペンをちゅうちょなく打てるよう、日頃から研修に取り組んでおるところでございます。

学校給食の関係の質問につきましては以上でございます。

次に、う歯予防についてお答えさせていただきたいと思っております。

北九州市の子供の虫歯の状況というのは、政令市の中でも最低の状況が続いておまして、我々も大変憂慮しているところでございました。長く歯科医師会と連携して、フッ化物塗布というのを進めてきたわけなんですけど、なかなか改善しないというのが続いておりました。

そこで、令和4年度から学校における歯と口の健康づくり推進計画を策定いたしまして、フッ化物洗口に取り組むこととしたところでございます。

虫歯へ重点的に人材とか資金を投入しているのではないかとということですけども、学校保健安全法の規定でも学習に影響がございまして、やはり学校での虫歯対策として、なるべく早期の治療を家庭と連携して行っていく必要があると思っております。

ただ、家庭にお任せしておきますと、どうしても虫歯というのは治療が後回しになるということもあって、治療になかなか行ってもらえないということもあります。

教育委員会といたしましては、やはり集団の中での健康格差の解消という観点もございまして、学校でのフッ化物塗布からフッ化物洗口に取り組みまして、子供たちの虫歯の状況を改善していきたいと考えたところでございます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 学校支援担当課長。

**○学校支援担当課長** いじめの定義について御説明申し上げます。

委員御指摘の法案につきましては、いじめ防止対策推進法の第2条のいじめの定義の部分を引用していただいたと思っております。この件につきましては、この法律自体が子供たちのトラブルの中で子供たちが苦痛を感じたいじめについて、国、地方公共団体、学校、保護者が果たすべき役割、未然防止に向けてすべき取組を示したものでございます。

一般的に教師のいじめというのも報道されることはあると思うんですけど、この法律自体は子供たちのトラブルというところが規定されておりますので、本市としましては、教師による一般的ないわゆるいじめというものは、教師の不適切な指導、言動というようなことで対応しているところでございます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 生徒指導課長。

**○生徒指導課長** 続けて今の件について言わせていただきます。不登校の要因としての調査には、教員との関係というのは入っております。本市はパーセンテージで言うと、例年差はありますけども、3%から6%ぐらい不登校のきっかけというのは上がっております。

それから、令和2年だったと思いますが、文科省が調査したものでも、教員との関係という、これは複数回答なので単純比較はできないんですが、小・中学校ともに30%ぐらいの子が先生との関係ということで原因を上げています。

令和元年に文科省から出ました不登校児童生徒への支援の在り方についての通知の中で、教員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、不適切な言動や指導をめぐる問題の解決に真剣に取り組むことと来ておりますので、その辺についても対応させていただいております。

**○主査（日野雄二君）** 教職員課長。

**○教職員課長** 今出ました教員の不適切な言動、それから指導によって不登校になってしまったということについてです。

日常的に、先ほど出ました不祥事防止マニュアルの中で不適切な言動の防止とか、それから体罰禁止とかということを研修するようになっております。常日頃から気をつけているということなんです。

これを実効性のあるものにするためには、先ほど申しましたけど、我々はやはり同僚性ですね、先生方の中で声を掛け合うとか、そういうような事象が見られたときには、しっかりと管理職に報告、相談するとか、そういう風土を醸成していくということがまず大切かなと思っております。

もし万が一そのような状況があった場合は、まず管理職が事実把握をします。また、それが同時に教育委員会にも上がってきますので、必要があれば教育委員会もしっかり調査をしていくと。もし何か処分に引っかかるようなことがあれば、そこは適正に厳格に処分をしていくということになります。

何よりも子供がまず来ることができるような状況を学校中心につくっていくということが大切だと思いますので、そのような指導も教育委員会ではしてまいります。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 学校保健課長。

**○学校保健課長** 申し訳ございません。先ほどの計画のところ、令和4年度の計画のお話しをしたんですけど、正確には令和3年度末に策定いたしまして令和4年度からの計画実施期間

でございます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 有田委員。

**○委員（有田絵里君）** 丁寧にたくさんお答えいただきありがとうございます。

まずは、学校給食における食物アレルギー事故についてということで、1つずつありがとうございます。

あと一点、私が回答漏れしているなど思ったのが、実際にアレルギー症状が出てしまった子供たちに、今回重篤な症状が出ていないかという部分を確認したかったんですけども、出てなかったとしてもどういう症状が出てしまったのか、その後の対応などを含めてお伺いできればと思います。

**○主査（日野雄二君）** 学校保健課長。

**○学校保健課長** 失礼いたしました。アナフィラキシーにまで持っていく例というのはございませんけれども、例えば口が荒れるとか、気分が悪くなってしまうとか、そういったケースというのはアレルギーの場合に見受けられます。なので、特に薬を処方されているケースであれば薬を処方して、なおかつエピペンを打つ、こういった流れになります。

令和3年度であれば、やはりエピペンを使用するケースというのもございました。ただこれは、そのことが起こったことそのものよりも、その事後の処置をきちんやりれるということが非常に大事です。そして、しっかり保護者とも連携して、例えば救急車を要請するなど、ここが人命救助の点では非常に肝ですので、そこはしっかり学校にも研修等を行ってまいりたいと思っております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 有田委員。

**○委員（有田絵里君）** ありがとうございます。そうですね、まずはそもそも起こさないことがベストですけども、起こった後の処置を適切にするというのが何よりも大事だと思いますので、今後もその研修に関しましては、継続的にしていただければと思います。

今回気になったのは、やっぱりさっきおっしゃったとおり食べ物でアナフィラキシーが起こる可能性がどうしてもある。これに関しては、どうしても事故が起こってしまったと、いろいろな原因がある中でなっているというのも分析されていっちゃうということで、今年度に関しては、まだ今のところ1学期の間は1件だけで、このまま順当にいけばそんなにたくさん起こらずにいけるのではないかなと、今の回答をお伺いして思いましたので、極力ゼロにできるように、過去5年間を拝見したら、1件も起こっていないという年が一度もなかったので、ぜひこれは0件にできるようにしていただいて、その後もし万が一発生したとしても、きちんと対応しましたということで終われるようにそこは御対応いただければと思います。

あと、う歯予防対策に関して、授業に影響があるということで、確かにそこに関しては間違いないと思います。あと、家庭の中でも後回しにされているような実態があるというお話でしたので、致し方ない部分もあるのかなとは思っています。北九州市は政令指定都市

の中でもかなり低く、虫歯になっている人がかなり多い都市にもなっていますので、これに関しては着実に、目標も決めてやっていただいておりますので、一つずつ順を追ってやっていただければと思います。ありがとうございます。

あと、いじめに関して様々に御対応いただいて、私も何度か質問させていただきましたし、今回もさせていただきましたが、不祥事マニュアルなども含めて今御対応いただいているということなんですけれども、まず現場の先生方がどれぐらい御存じでいらっしゃるかわからないんですけれども、教育委員会の皆様が主導して様々に御対応いただいていると思います。まだまだ子供たちへの声かけの中で、本当にまだ休んでいいよではなくて、学校に来るためにはどうしたらいいのか、まだまだ現場側では子供たちを休ませるといような考え方というのが浸透していない部分もあるのかなというのは、お母様方からお話を聞くことが最近多かったので、やはり少し気になっている部分ではあります。

子供たちの心身のケアとして、一旦休んでゆっくりすれば治っていくというのも、教育委員会の皆様方の中では共通認識だと思いますので、しっかりと現場の先生方がそれを理解して、ゆっくり戻ってきていいんだよと、子供たちの立場に立って声かけをしていただけるそのやり方、考え方というのをもっとしっかりとお一人お一人に研修していただけるような今後の研修の在り方、やり方というのを工夫いただいたり、お声かけいただければなと思いました。よろしくをお願いします。

あと、ここからは要望なんですけれども、今までの質問事項とはちょっと別で、近くの小学校などに行かせていただいた際に、今外壁のことをされていたりとか、いろんな工事でお金がかかっていると思うんですけれども、実際に子供たちが遊ぶ遊具などを拝見しているときに、劣化しているものがすごく散見されます。すごく気になっていて、これで手をけがしないかなとか、ぱっと見た限りでは分からないかもしれないんですけれども、小さな突起物が出ていたりとか、そういうのをすごく拝見しますので、もし今後御計画いただけたら、校長先生たちにお声かけいただけるのであれば、子供たちが実際に遊ぶ遊具をいま一度点検いただいて、本当にそのまま使って大丈夫なのかとか、外壁調査のことですごくお金を使っているので大変なんですけれども、それって毎日使うものなので、ぜひよかったらそういったところも点検、調査いただけたらなと思います。もし今のままでは危ないということであれば、お取替えいただくのかとか、そういうのもぜひ御検討いただけないかなと思います。もし今しているとかであれば逆に教えていただきたいんですけれども、今そういったことをしていますか。

**○主査（日野雄二君）** 学事課長。

**○学事課長** 遊具でございますけれども、全学校の遊具を3年サイクルで点検いたしております。その点検によって危険度というか、使用に耐え得るかどうかというような判定を専門業者が行っておりまして、それに従って学校は修理あるいは場合によっては撤去ということもありますけれども、そういった対応をしているところでございます。

**○主査（日野雄二君）** 有田委員。

**○委員（有田絵里君）** はい、ありがとうございます。

拝見したときに、大丈夫かなと思うようなものが幾つかあったので、また御相談させていた  
だければと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。ありがとうございます。

**○主査（日野雄二君）** 共産党、荒川委員。

**○委員（荒川徹君）** それでは、私のほうから、まず学校施設の改修についてお尋ねしたいと思  
います。

学校だけではありませんが、最近外壁の落下等も続いておりまして、学校の場合は長寿命化  
計画が今進められていると思いますが、この間私も小学校、中学校1校ずつで現場の状況を見  
学させていただきました。やっぱり非常に老朽化が進んでいるなど、素人目に見ても思いまし  
た。

私が行ったところは、いずれも評価はCのところだったんですが、それでもかなり進んでい  
ると感じましたので、1つは長寿命化計画の前倒しとか見直しがやっぱり必要ではないかとい  
う気がしたんですが、その辺の考え方をちょっと教えていただきたいと思います。

それから、北九州市立高等学校についてです。

新時代に対応した高等学校改革推進事業の研究実施報告書が公表されておりますが、その中  
でいろいろ課題が指摘されて、課題の認識が示されておりますが、1つ、校則、生徒心得とい  
うことだそうですが、その見直し作業が進んでいると聞いていますが、あくまでもやはり生徒  
主体で見直しが行われるべきだと思うんですが、今その進捗状況がどうなっているか教えてい  
ただきたいと思います。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 施設課長。

**○施設課長** ただいま長寿命化計画についての御質問がございました。

長寿命化計画でございますが、平成30年3月に策定したものでございます。計画期間は平成  
30年度から令和9年度までということございまして、私どもも外壁落下等々が今年度にござ  
いしました。皆さんへ御心配をかけたと思いますが、一生懸命修繕をやっておりまして、あらか  
たといいますか、7割以上の学校で緊急の修繕が終わったような状況でございます。

この計画の見直しでございますけれども、この計画の中ではおおむね5年後または学校を取り  
巻く情勢の変化があった場合に計画の見直しを行うということとなっております、今現在  
見直しの作業を行っている状況でございます。見直しについては以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 学校支援担当課長。

**○学校支援担当課長** 北九州市立高校の校則の見直しの進捗状況について御説明差し上げま  
す。

校則につきましては、学校生活を円滑に図るためにということで学校長が制定するものでし  
たけれども、時代の変遷とともに変わる価値観、またこども基本法の策定によって子供の意見



を尊重するという視点の下、市立高校でも改定が進められております。

子供たちの意見を尊重しやすいようにということで、風土づくりにまず取り組みまして、令和4年度につきましては、女子の指定ソックスの廃止であるとか、通学用のスニーカーの許可、革靴ではなくスニーカーもいいですよという許可、あとは通学バッグについて、小バッグ、肩かけバッグよりもリュックタイプのほうがいいという要望が出ましたので、そういった変更ということで、スモールステップで子供たちとの対話を基に変更を加えているところでございます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 荒川委員。

**○委員（荒川徹君）** 今長寿命化計画の見直し作業中ということなのですが、最近の外壁落下等も踏まえて、長寿命化の計画の見直しを進めているということではよろしいのでしょうか。

**○主査（日野雄二君）** 施設課長。

**○施設課長** 長寿命化計画でございますが、基本的には20年たった外壁を全面的に改修すると。40年で基本的には大規模改修を行う。その後60年目でまた外壁改修を行う。それで80年もたすといった基本的なところは変わっておりませんが、まず追いついていない外壁改修についても、また例えば20年目とか60年目できちっと外壁の修繕ができていくかというのと、追いついていないところはございます。これは当初の計画でも記載はしてはいたんですけども、今後15年をかけてそこを平準化していくということでございまして、今5年たちましたので、残りの10年で何とかそこら辺に追いついていきたいなと思っております。特に外壁については頑張りたいなと思っております。今作業中ではございまして、そういったところも考えながら策定をしていきたいなと思っております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 荒川委員。

**○委員（荒川徹君）** 現場を見てきて、外壁だけではなくていろんなところに不具合があるということで、私も見ていて想像以上に必要な対策が求められているなと思ったわけですが、説明資料によると、学校施設の改修で、決算では37億6,900万円という数字が示されておりますが、財源はどんなふうになっているのか。

それから、今後さらに改修を進めていく上で、相当な費用が要るわけですが、できる限り有利な市債とかをちゃんと確保していかなければいけないと思いますが、教育委員会としては、財政当局との折衝も含めて、どのように進めているのか、教えていただきたい。

**○主査（日野雄二君）** 施設課長。

**○施設課長** 財源のお話がありました。大規模改修につきましては、基本的には国から3分の1補助をいただいてやっております。そのほかはほとんど起債を充てております。これは100%というわけではないんですけども、数%一般財源が入ってくるというようなこともございますが、ほとんど起債ということになっております。

財政との折衝ですけれども、この計画は、先ほど申し上げました残り10年で平準化というよ

うな目標がございますので、私どももそういったところを見越して財政当局とは積極的にどうか、交渉していきたいと思っております。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 荒川委員。

**○委員（荒川徹君）** なるべく有利な起債ということを言いましたけど、例えば長寿命化だったら事業費の90%起債ができて、なおかつそのうちの30%が交付税措置されると。あるいは長寿命化と防災対策を一緒にすれば、同じく90%起債ができて、60%交付税措置が受けられるとなっておりますので、そういう条件もしっかり見据えながら、やっぱり今後の財源確保は非常に大変だと思いますので、改修するというのは子供たちの安全のために教育委員会としても非常に大事な事業ですから、そこをしっかりとやっていただきたいということを要望しておきたいと思えます。

それで、現場を見させていただいたときに、外壁あるいはそのほかのところ対策が必要ではないかと思ったことがたくさんあったんですけど、取りあえず今緊急に外壁だけは対応してもらえということだったと。

しかし、それ以外のところはやはりなかなか大変だということでしたが、例えば日常的に学校から相談があれば、緊急対応が必要な場合は必要な対応をしているということでもよろしいのでしょうか。

**○主査（日野雄二君）** 施設課長。

**○施設課長** 学校からの要望につきましては、緊急対応ということで日々要望が上がってまいります。安全に関することにつきましては、私どもも最優先で迅速に対応している状況でございます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 荒川委員。

**○委員（荒川徹君）** 日常的に学校とは双方でそういう情報交換等をしながら必要な対応をしているということですが、いずれにしても、必要なことについてはしっかり取り組んでいるということだけ確認してよろしいですかね。

**○主査（日野雄二君）** 施設課長。

**○施設課長** はい、生徒の安全等々に関わることは非常に重要なことでございますので、しっかりと取り組んでいっております。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 荒川委員。

**○委員（荒川徹君）** 先ほど伺った市立高等学校のことですが、これも施設の老朽化が非常に進んでおまして、評価はDということになっております。

昨年度はトイレの改修で、学校も非常にきれいになったということで喜んでおりましたが、今年度はテニスコートの改修をやっていると聞いておりますが、依然として電気系統の課題が非常に大きいと聞いたのですが、今後の市立高校全体の施設の改修計画についてどのように考えられているのか、これもお尋ねしておきたいと思えます。

**○主査（日野雄二君）** 施設課長。

**○施設課長** 北九州市立高校の件でございます。私も高校に出向きまして職員のお話を聞きました。それで、電気系統はどうなのか、放送は大丈夫なのかということで、直接ヒアリングをいたしました。

電気系統につきましては、校舎の中にはっている系統は正常に動いております。不具合があったというのが、放送室の要はコードというか、その接触が悪かったということで、今現在は放送については支障なくできているということでございます。

ただ、あと運動場のスピーカーがちょっと悪かったということなので、修繕いたしましたというようなことは聞いておりますので、放送設備については、校舎内にはっている電気系統が一体どうなっているのかというところはありませんけれども、今現在正常に動いているという状況でございます。

それから、全体の改修計画と申しますか、修繕でございますけれども、市立高校は点検費も含めて予算が1,400万円ほどございますので、こちらの中で日々対応していく、不具合があれば修繕していくというようなこととしております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 荒川委員。

**○委員（荒川徹君）** 時間がなくなりましたので、最後に要望しておきます。

市立高校は、校長も代わられて、教育内容については一生懸命いろいろと取り組んでいらっしゃると思いますが、あくまでもハード面は学校長にはどうしようもないわけだから、そこはしっかり教育委員会として対応していただきたいということを強く要望しておきたいと思えます。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 伊藤委員。

**○委員（伊藤淳一君）** 私からは、よく質問しているんですけど、学校におけるタブレット使用が今進んでおりますけれども、それに伴う健康被害ということでお尋ねしていきたいと思えます。

令和4年度の決算報告の中でもありますように、それに関連する事業もかなり進んで、ICT事業そのものがかなり整備され、順調に進んでいるというような見方もしております。

同時に、コロナ禍でスマートフォンやタブレットを見る場面も増えてまいりました。内閣府の令和3年度の青少年インターネット利用環境実態調査結果では、小学校高学年の1日当たりの平均利用時間は約3時間30分と、前年度より増加しているというような報告もされております。

また、厚労省の令和3年度の学校保健統計では、中学生の裸眼視力1.0未満の割合は60%を超えて過去最多となったというような状況です。これは全国ですけれども、福岡県においても、本市においてもこういう傾向にあるのではないかと考えております。

そういう中で、日本眼科学会がこういう状態について非常に危機意識を持っているということで、子供の目の健康を守るためには、やっぱり生活習慣の改善が非常に重要であると。ここ

にもっと力を入れれば、それなりに進行も止められるしというようなことで、こういう注意を促しております。

1つは、姿勢を正して画面から目を30センチ以上離す。2つ目は、30分に1回は20秒以上遠くを見て目を休める。3点目は、目が乾かないようによくまばたきをさせるというようなこと。あるいは、休み時間は目を休めて明るい屋外で体を動かすというようなことですね。最後に、寝る2時間前からは画面を見ないようにする。実はこういったようなことについて日本眼科学会が注意を促しているんですよ。

そういったことを受けて、学校生活においてもこういう眼科学会の呼びかけに確実に応えていくということが必要だと思います。

当然ガイドブック等に沿って今学校の中でも実施されておりますけども、現場においては全て先生に任せられているわけで、眼科学会のこういった指定を受けて、学校中でしっかりこういったことが授業中でも実施されているかどうかをちょっとお伺いしたいんですけど。

**○主査（日野雄二君）** 教育情報化推進課長。

**○教育情報化推進課長** タブレットを授業で使う上での子供たちへの視力低下防止に向けた指導についてお答えいたします。

委員がおっしゃられたように、学校でも端末の導入時に、保護者、子供向けに、今委員がおっしゃられたような内容が記載されておりますリーフレットを配付するとともに、タブレットというとよく目の近くで使うイメージがありますが、今皆さんがお持ちのようなノート型のタブレット端末でございますので、授業中に机の上に置いて使う場合は、大体目と端末の距離というのは40～50センチぐらいの間隔が取れている状態で授業が行われております。

それからまた、授業中にこの画面を20分以上ずっと注視するというような活動も、現実の学校の授業でほとんどあり得ないといえますか、ない状態だと思います。私どもは仕事をするときは注視しますが、子供たちが一番注視する場面は大体ドリルに取り組むとか、あるいは動画を見るというようなシーンが想定されますけれども、授業中に使う動画は大体5分程度の短いものを見ていく。あるいは見た後もすぐに周りの友達とディスカッションをしたり、あるいは先生を見たり、黒板を見たり、ノートを見たりという形で、授業中においては視線の移動はかなりされておりますので、長時間注視をすることによる目への直接の影響というのは、授業時間においてはさほどないのではないかなと。また、そうならないように教員も配慮しながら授業を行っているというところでございます。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 伊藤委員。

**○委員（伊藤淳一君）** 長時間見る機会がそんなに考えられないということですけども、これから力を入れていこうというのには、デジタル教科書の問題があるんですね。これが進んでいきますと、そういう見る時間は増えてくるのではないかと懸念しておりますし、英語教育の中でも積極的にこれを使っていこうというようなことも考えておられるというところでは、学校生

活の中でそういった場面、時間がどんどん増えていくのではないかと懸念をしておりますけども、その辺いかがですか。

**○主査（日野雄二君）** 教育情報化推進課長。

**○教育情報化推進課長** 委員御指摘のとおり、今どんどん活用が広がっておりますので、そういった場面が増えてくることは予想されているところです。

しかしながら、先ほども申しあげましたけれども、画面を注視する時間そのものは、活動が増えて累積では増えてはまいりますけれども、やはり視線の移動というところでは、学校の授業中ずっと画面を見続けるシーンは今後もそんなに増えることはないと思いますし、この点については、先ほど申しあげましたように、資料等や教員の指導というのは今後も徹底してまいりたいと思っております。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 伊藤委員。

**○委員（伊藤淳一君）** 特に子供のこういった眼精疲労を含めて、単に目が悪くなると近視だということではなくて、一生治らない眼軸近視というような疾患も増えてきているわけですから、なおさらの先生方の指導もお願いしたいと思います。

併せて必要なのは家庭との連携ですよね。先ほど資料の中にもありましたけども、教育委員会が出されております令和3年度の事務点検評価報告書の中にも触れられておりますよね。スマートフォンの利用について、家庭内でのルールがある児童生徒の割合というのが出ていましたね。小学校5年で92.3%、中学校2年で95.1%と、前回と比べても増えてきているということで、スマートフォンの利用について家庭内でのルールがある児童生徒の割合が増えてきているという意味では連携が進んでいると思うんですね。こういうところはもっとしっかり進めていただきたいと思っておりますけども、そういう家庭内のルールで、こういったルールが今あるよというようなことがあればちょっと紹介していただきたいんですけど。

**○主査（日野雄二君）** 教育情報化推進課長。

**○教育情報化推進課長** スマホを扱う場合のルール等について私たちが調査をしております。これによると、時間を決めたり、もっと言うと、時間というのは割と含まれるものは少ないんですが、友達と嫌なことをやり取りしないとか、そういったことが家庭内のルールとして多いようですが、それの中にも時間が含まれていると聞いております。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 学校保健課長。

**○学校保健課長** 1点補足させていただきます。

委員からも御指摘ありましたとおり、子供たちの視力の低下というのは、学校における健康課題の大きな一つになっております。この件につきましては、令和3年度から国も実態調査に乗り出してございまして、令和3年度から令和5年度まで、生活習慣であるとか、使い方であるとか、こういったものについて幅広く実態調査が行われているところでございます。今年度まで実態調査をすると伺っておりますので、その調査結果を踏まえまして、各自治体としまして

も、文部科学省の資料なども活用しながら家庭と連携した視力低下防止に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 伊藤委員。

**○委員（伊藤淳一君）** はい、ありがとうございます。

いずれにしても、ICT授業というのはもっと進んでいくわけですから、子供への負荷というのはますます増えてくると。

最近、学校へ行く前から眼鏡をしている子供たちが増えてきたなというような感覚もしておりますので、今後とも私はこの問題については取り上げていきたいと思っております。ありがとうございました。

**○主査（日野雄二君）** 藤沢委員。

**○委員（藤沢加代君）** 私からは3点伺いたいと思っております。

まず、教員不足です。先生が足りないということで、特に産休・育休、病休などの代替教員が昨年度結局空席になってしまったと、足りなかったというような数を教えていただきたいと思っております。

それから、フリースクールです。私も関心を持っておりまして、先ほどいろいろ出ましたけど、必ずしも全部のフリースクールを把握しているわけではないと受け取りましたが、不登校の子供が増えております。不登校の子供たちの中で、こういう自主的なフリースクールなどに関係したり、市の支援室などに通われているような子供の数、パーセンテージ、小・中ということで分かれば教えていただきたい。

それから、図書館です。図書館は私も本会議で質問させていただいたんですが、私の理解不足もあったかもしれないと思って、改めて教育長の答弁を丁寧に読み直してみましたが、やっぱり疑問が残りました。それでお尋ねします。

まず、法的に直接的な責任が教育委員会にあるとは考えていないと。教育委員会の一番の責任は、再発防止に努めるということ。その責任の果たし方ということを考えていると、教育長はこうお答えしています。

そして、市政変革推進室長は、今回の不正行為について、指定管理者制度そのものの課題とは受け止めていないというんですね。それで、不正行為の再発防止策についても、制度を検証する中でしっかりと検討してまいりたいと答えています。

ここは教育委員会ですから、市政変革推進室長の答えは別にして、教育委員会の考え方を聞きたいんですけども、そうすると、どこに責任があるのか。この選定した責任、それから再発防止のために指導するということですが、その責任は教育委員会が果たすのか、市政変革推進室で果たしていくのか。市政変革推進室では指定管理者制度そのものの課題とは受け止めていないということだから、特別に図書館としての検証はするつもりはないのかなと受け止めたんですけども、そうすると、図書館の検証というのはどこまでできるのかということをお尋ね

したいと思います。以上。

**○主査（日野雄二君）** 教職員課長。

**○教職員課長** 代替教員の昨年度の不足数ということでお答えいたします。

昨年度の不足数は、令和4年5月1日で集計して23人となっています。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 不登校等支援センター担当課長。

**○不登校等支援センター担当課長** フリースクール等の民間の施設に登録している数ということでお答えいたします。

令和4年度は小学生が37名、中学生が20名、計57名でございます。令和5年度、今年の9月14日時点で小学生が45名、中学生が20名の計65名。ただ、これは教育委員会が連携している学校やフリースクールで、教育委員会が把握できる人数でございます。

それと、教育支援室の登録者についてです。令和4年度は小学生が50人、中学生が235人、計285人です。令和5年度8月末時点で登録しているのは小学生が31名、中学生が162名、計193名になっております。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 運営企画課長。

**○運営企画課長** 今回の不正行為に関しまして、どこに責任があるのかという御質問でございますが、先日の本会議でも教育長から御答弁させていただきましたとおり、指定管理者の指定によりましてその施設の管理権限は本市から指定管理者に移りますので、指定管理者が自らの判断で主体的に管理業務を行うものとなっております。

市は、指定管理者に委任した権限を行使できないとされております。このため、今回の不正行為について教育委員会に直接的な責任があるとは考えていないというふうに考えを示させていただいておりますけども、一方で、市としましては、施設の設置者及び事務の主体としまして、必要に応じて指定管理者に対して監督、指示等を行うという責務を負っております。

こうしたことから、教育委員会といたしましては、公益通報を受けまして、指定管理者が管理する施設の管理の適正を期するために、地方自治法に基づきまして、指定管理者に対して事情聴取等の調査を行いまして、報告を求め、それから顧問弁護士等にも相談しながら必要な指示、指導を行ったところでございます。

それから、指定管理者を指定いたしました責任の検証をということでございますが、そういった面では、毎年実施しております利用者へのアンケート、それから図書館協議会での図書館の取組の評価、それから指定管理者の評価、所見評価、選定前評価、多段階評価ですね、そういったものを実施しております、いろんな方面で検証を行いながら指定管理者による図書館の適切な運営を確保してっております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 藤沢委員。

**○委員（藤沢加代君）** ありがとうございます。

それでは、代替教員が来なかった例ということで23人ということなんですけれども、このう

ち、産休とか育休は計画的に配置できると思うんですが、病休の場合にどうなのかなと思ったので、この23人のうち病休はどれぐらいかということ。

それから、今病休の先生が増えていますよね。しかも、精神的な鬱病とかが圧倒的に多いというこの現状について、教育委員会としてどんなふうを考えるかお尋ねしたいと思います。

それから、もう一つ、図書館です。もうあまり時間がないので、全部言ってしまうかなと思うんですが、それで、やっぱり私は今のお答えではちょっと理解ができないんですけども、そうすると、まず北九州市の図書館に指定管理者が導入されたのは全国に先駆けてということだったので、この導入した責任というのはどこにあるんでしょうか、お答えいただきたいと思います。以上。

**○主査（日野雄二君）** 教職員課長。

**○教職員課長** 昨年度の不足数23人のうち、病休は3人となっております。

**○主査（日野雄二君）** 運営企画課長。

**○運営企画課長** 指定管理者を導入した責任ということでございますが、今回の不正行為につきましては、指定管理者を導入したことに起因するものではないと考えておりますので、指定管理者制度を図書館に導入しているということに責任ということは考えておりません。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 労務争訟担当課長。

**○労務争訟担当課長** 精神疾患の病休休職者の増加につきまして御答弁申し上げます。

委員からお話がありましたとおり、これは全国的な傾向でもございますけれども、令和2年度から令和3年度、令和4年度と少しずつ休職者の数も増えていまして、その中で、実は精神疾患の方が休職者の約8割程度を占めるという状況は以前からございまして、そうした中で、先ほど代替の教員のお話もございましたけれども、教育委員会といたしましては、そこに関してまずは産業医面談などを行いながら、病休休職の状況に関して御本人の復帰に向けての対策というのは丁寧に対応しているところでございますけれども、やはり教員不足という状況は確かにございまして、そのところは様々な方法で教職員の確保に努めているところでございますので、そうした精神疾患の方へのフォローアップはもちろんのこと、子供たちに影響が生じることが少しでもないように、そうした対応と併せて今後も取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 藤沢委員。

**○委員（藤沢加代君）** ありがとうございます。

病休の先生が3人ということは、20人はその他の理由、育休とか産休の先生の代替が十分に配置されていないと受け取っていいんでしょうか。

**○主査（日野雄二君）** 教職員課長。

**○教職員課長** はい、そのようになります。



○主査（日野雄二君）藤沢委員。

○委員（藤沢加代君）そうすると、産休とか育休とかというのは計画的にあらかじめ分かるかと思うんですけれども、それがなかなか厳しいということになれば、先生不足というのは本当に深刻かなと思うんですね。

そうすると、どこでどういうふうに先生を探してくるかということで教育委員会は苦労しているかと思うんですけれども、現場の先生方から、こういう先生がいますよという情報が教育委員会にも届くシステムがあるとも聞いておりますけれども、そういう現場に投げかけて、そんな先生はいないかというふうを探すことはどの程度できているのかなと思うんですけれども、そういう現場からの先生の情報を活用する例というようなことはどれくらいあるか分かるでしょうか。

○主査（日野雄二君）教職員課長。

○教職員課長 今委員がおっしゃられたとおり、学校の情報も一つ確保のための大切な情報だと考えております。これは、主に校長先生とか管理職の先生から、かつて同僚だった先生が退職して、今は何もお仕事をされていないとか、そういう人脈からの情報というのは教職員課にも時々上がってくることはあります。

ただ、それだけに頼っても数は足りませんので、我々としては、今ペーパーティーチャー支援講座とあって、まだ教壇に立ったことがない、免許はあるけども立ったことがない、そういう人を掘り起こしていくというようなことをやっています。本年度はもう6回中3回講座を開いておりますし、ちょうど9月にですが、その中の希望者が実際に学校に行って授業の様子を見たりするような体験活動もやっております。

また、退職校長会と連携しまして、退職された校長先生方のそういうような人脈ですね、これを使って先生を紹介していただくと。そういうようなことで、できる限りのありとあらゆることを最大限にやって今教員の確保に努めているところです。以上です。

○主査（日野雄二君）藤沢委員。

○委員（藤沢加代君）分かりました。時間がないので次に譲ります。

○主査（日野雄二君）12時を過ぎました。質疑はまだ多く残っていると思いますから、ここで休憩に入りますが、午後1時から共産党の永井委員が12分38秒残っていますから、午後1番にやっていただいて、1時から開始しますので、皆さんよろしく願い申し上げます。

（休憩・再開）

○主査（日野雄二君）それでは、再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。午前中言いましたように、午後1番は共産党の永井委員からで、残り12分38秒です。お願いします。

○委員（永井佑君）それでは、質問させていただきます。3点伺います。

1点目が、性教育についてです。

先日本会議でもはじめ規定について議論がされました。日本財団が行った18歳意識調査での学校での性教育にこのような内容があったらいいと思うものはありますかという問いには、日本の性教育は腫れ物を触るような感じで、教師は一応教えてはいるが、生徒にはほとんど何も伝わっていないと思う。もっと思い切った教え方をしてほしいという回答があります。

そもそも学習指導要領の範囲内で行われている現在の性教育では、思春期健康教室などで取り組まれているような内容は、保護者の理解や学校が必要と判断した場合には、学習指導要領を超えて授業を実施することがあるということでした。

例えば、性器の名称や働きなど基本的な体の学習も保障されていない中で、具体的に理解することが乏しくなっている現状もあると思います。

国際的な性教育の指針となっている国際セクシュアリティ教育ガイダンスの暴力と安全確保の項には、誰もが自分の体に誰がどこにどのように触れることができるのかを決める権利を持っているとありますが、そもそも具体的に理解できていない状態で自らが持つ体の権利を保障することができるでしょうか。

私が本会議でも取り上げました助産師による思春期健康教室は、まさに自らの体の悩みについて具体的に聞けたり相談できるものとなっていると調査で分かりました。このような取組を広げることが、自分の体を自分で守ること、他者への思いやり、そして性被害の減少につながると考えます。

私は、性交や避妊を教えないいわゆる歯止め規定がある限り、本当の意味で子供たちを性暴力から守れないと考えます。今後具体的にどのように取り組んでいくのか、この点について伺います。

次に、教室のエアコンや断熱について伺います。

本市では、全ての公立小・中学校の普通教室、公立幼稚園の保育室にエアコンを設置しています。私たちが行った視察調査では、特別教室にエアコンを設置してほしいと要望が出されています。この点で、現在子供が使う特別教室へのエアコン設置の割合について伺います。

3点目が、中教審の質の高い教師の確保特別部会が緊急提言をまとめて文科大臣に提出しました。それによると、学校教育法施行規則が定める標準授業時数を大きく上回る1,086時間以上の教育課程を編成している小・中学校が3校に1校以上の割合で存在していることを重視し、全ての学校に計画の点検と年度途中を含めた見直しを求めたという報道もありました。

本市においても、令和4年度には標準時間数を上回った学校は、小・中学校とも100%でありました。1,086時間以上ということは、1日に置き換えると何時間授業を行っていることになるのか、まず伺います。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長** 1点目と3点目についてお答えいたします。

1点目の性教育につきましては、本市では子供たちが性に関して正しく理解し、適切な行動

が取れるよう、命の安全教育に取り組んでおります。学習指導要領に基づき、学校の教育活動全体を通じて系統的、計画的に学習を行っているところでございます。

先日の教育長の答弁の中でもございましたが、子供たちを取り巻く社会の急激な変化なども踏まえて、学習指導要領の学習内容をさらに進めた指導の在り方、そういったものを念頭に考えていかなければいけないという段階に来ていると感じているところでございます。

発達段階に応じて教育課程の中でこれまで以上に正しい知識を身につけることができるよう、性に関して自ら考え、自分の身を守ることができるような指導の在り方を、関係局、関係機関とも協議した上で検討してまいりたいと考えております。

3点目の授業時数のことでございます。

100%を超えたというところでございましたが、それにつきましては、標準授業時数の1,015時間を超えた学校の割合でございます。

国が言っている大幅に上回ったという状況をお話しすると、1,086時間を超えた学校ということになるんですが、実際のところ35週で計算した上での教育課程になっているんですが、現実的には年間を通して40週程度でございます。そのうち高学年ですね、5年生、6年生、中学校1年生、2年生、3年生につきましては、1日6時間の5日分で30時間です。単純に考えますと30時間掛ける40週ということで1,200こま取れるような形になっている状況でございます。

これはただし、最大で取るという形ですので、最大で取ることは通常はなくて、学校行事であったり、午前中までの授業ということは多くございまして、その中での調整とはなっておりません。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 施設課長。

**○施設課長** 特別教室のエアコン設置率のお尋ねがございました。

設置率でございますが、令和5年5月1日現在でございます。保有教室2,825に対しまして、エアコン設置数975、設置率34.5%でございます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 永井委員。

**○委員（永井佑君）** ありがとうございます。

性教育について、ぜひ具体化をしていただきたいと思います。

先日も学生時代における子供への性暴力、そして本市の職員になってから発覚して逮捕されるという事件もありましたが、やはり子供自身が何をされているのか、そしてなぜいけないのか、自分にはどのような権利があるのかというのをしっかりと子供たちに伝える取組を進めていただきたいと思います。

教室のエアコン・断熱について伺います。

2,825分の975がエアコン設置ということが分かりました。

次に、教室でも熱中症のリスクはあります。子供たちが危険な状態にあるとして、保護者たちが断熱改修を求めるオンライン署名を文科大臣にも手渡しています。大臣も理解を示したと

いう報道もありました。

私たちが行った調査でも、4階の教室、天井から直接直射日光が当たるような教室は、エアコンの温度を下げてもなかなか冷えないという声も寄せられました。エアコン設置もさらに拡大すべきと考えますが、無断熱のままエアコンの利きが悪い上、電気代もかさむといった実態もあります。本市の断熱の状況、工事の状況ですね、割合等も分かれば教えていただきたいと思えます。

**○主査（日野雄二君）** 施設課長。

**○施設課長** 本市の断熱の状況でございます。

断熱につきましては、長寿命化改修の中で平成30年度から屋上の断熱化を行っております。これは長寿命化改修という国の補助があるんですが、その中で屋上の断熱化をやるということで決められたものでございます。

また、さらなる室内環境改善、それから省エネ対策を目的として、令和3年度からでございますが、大規模改修のときに遮熱、断熱性能を有する低反射フィルムを張るとともに、一部の学校の普通教室に内窓を設置しております。

令和4年度の実績ですが、寿山小学校、それから令和5年度は菊陵中学校の普通教室に内窓を設置するといったような状況でございます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 永井委員。

**○委員（永井佑君）** 断熱工事は今のところ2校ということですか。

**○主査（日野雄二君）** 施設課長。

**○施設課長** 断熱工事、屋上断熱でございますが、平成30年度から行っておりますので、平成30年度からの長寿命化改修をした学校は18校で、こちらが屋上の断熱をしているというような状況でございます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 永井委員。

**○委員（永井佑君）** 屋上が18校で、内窓をつけるのが2校ということで間違いはないでしょうか。

**○主査（日野雄二君）** 施設課長。

**○施設課長** 内窓は現在のところ2校でございます。

**○主査（日野雄二君）** 永井委員。

**○委員（永井佑君）** ありがとうございます。

午前中の議論で、熱中症ガイドラインについて触れられました。その10ページにも、学校環境衛生基準の記載があります。教室等の温度は28度以下であることが望ましいとされています。断熱されていない教室は28度に至っていないのではないかと思います、その点はいかがでしょう。

**○主査（日野雄二君）** 学校保健課長。

**○学校保健課長** 学校環境衛生基準の中で示されております温度設定につきましては、今委員

がおっしゃられましたとおり28度以下が望ましいということになっております。したがって、エアコンの空調の使用のガイドラインがあるわけなのですが、こちらの中でも室温の目安として28度とお示ししております。その室温になるように少し強めないと28度になりませんので、エアコンの温度設定ではなくて、室温が28度になるようにエアコンの空調を利かせることというのが一つの考え方でございます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 永井委員。

**○委員（永井佑君）** はい、ありがとうございます。

それでは、関連して教室の二酸化炭素濃度の基準というものはあるのでしょうか。

**○主査（日野雄二君）** 学校保健課長。

**○学校保健課長** 二酸化炭素濃度につきましては、1,000 p p m以下というような数値基準がございまして、これはコロナのときも準用したわけなんですけれども、換気なども行いながら空調の数値を守るようにということで考えております。これについては、基本的には学校で定期的に検査などを行っております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 永井委員。

**○委員（永井佑君）** はい、ありがとうございます。

小・中学校の教育環境を整えていくのは、やはり地方自治体の責任だと考えます。全ての教室でエアコンの設置、天井の断熱、窓の遮熱、二酸化炭素の基準値を維持できるデマンド換気を地元の工務店に担ってもらって進めるべきと考えます。

冬も暖かく、電気代も安くなります。換気がよくなれば感染症のまん延も防ぐことができます。屋根に太陽光パネルを設置すれば脱炭素も可能です。ぜひ進めていただきたいと思います。以上です。

**○主査（日野雄二君）** はい、ありがとうございます。次に、公明党、木下委員。

**○委員（木下幸子君）** 公明党の木下です。よろしく願いいたします。

私から3点お聞きします。

最初に、何度も問題になっていきますけど、ヤングケアラーについて改めて実態調査や学校その他教育委員会として理解促進の動きを何かしているのでしょうか。

それと、やっぱり早期発見して早期対応することが大事だと思います。その点に関して、気づくための研修など、特に教職員の皆さんにされていますでしょうか、教えてください。

2点目が、今日も話題にはなりましたが、休職教員について、改めて実態、人数やその休職するに至る原因、ストレスやオーバーワークなどいろいろ考えられるかと思いますが、原因について。それと、復帰に対する支援及び休職教員を生まないような学校運営が大事だと思いますが、その点に関して教育委員会の見解をお聞かせください。

3番目、最後に献血の推進についてお聞きします。命を救う第一歩、命を救うボランティアとしての献血については、特にやっぱり16歳から献血ができるということで、中学校卒業まで

に少し理解をしておくことが重要だと思います。令和5年3月6日付の文部科学省からの事務連絡で中学生を対象に普及啓発の依頼があっていると思いますが、今後本市は献血の理解促進に対して、この点の教育推進をどのように実施していくおつもりなのか、教えてください。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 学校支援担当課長。

**○学校支援担当課長** ヤングケアラーの実態把握に向けての学校の取組、また理解促進、目を養うための職員の研修について御説明申し上げます。

ヤングケアラーにつきましては、法整備こそされておられませんけれども、重要な社会的課題と捉えて、虐待事案と同じく早期発見と関係機関への迅速な報告と連携というものを学校のミッションと捉えて取り組んでいるところです。

早期発見、実態把握につきましては、アンケート調査と日頃の様相観察という二通りで把握に努めております。

アンケート調査につきましては、毎年9月に行われておりますいじめに関する実態調査に加えて、虐待、ヤングケアラー疑いに関する生活アンケートを実施しております。対象は北九州市立の小学校の6年生と中学校、高等学校の全学年の生徒ということになります。

家庭の家事分担や介助・介護の状況に関するアンケートを行いまして、その結果から疑いがある児童生徒へ個別面談をし、また子ども家庭局から提供いただきましたアセスメントシートを使って、校内でアセスメントを行い、疑いのある事案があった場合には、各区役所にあります保健福祉課の子ども・家庭相談コーナーに報告をするということを行っております。

また、日常生活、例えば出欠状況であるとか登校時間が遅れてしまったりとか、あと宿題がなかなか出なくなったりとか、着ている服とかそういったものに乱れがあった場合には、日常において気づいた時点で面談を行って、本人の困り具合というのを把握しております。

その中で、家事分担が自分に課せられていてというような悩みがあった場合には、同じようにアセスメントシートでアセスメントした上で、疑いが認められた場合には、子ども・家庭相談コーナーに報告をしているというところがございます。

疑いの報告は子ども・家庭相談コーナー並びに子ども家庭局のヤングケアラーの相談窓口の判断、指示の下、学校にできる家庭訪問であったり、あとスクールソーシャルワーカーとの関わりであったり、そういった学校としての支援について検討して、支援に努めているところがございます。

早期発見の目を養うための研修ということなんですけれども、子ども家庭局が開催しているヤングケアラー支援者研修会に参加することとしております。年に1回行われますので、そこに校内で定められたヤングケアラーの担当者が出席をして、それを周知するという方法でヤングケアラーの発見のための視点というようなものを定めておるところでございます。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 労務争訟担当課長。

○労務争訟担当課長 休職者の数や原因や復帰支援などにつきましてまずお答えさせていただきます。

令和4年度の人数で申し上げますと、休職者数が全体で64名でございます、そのうち精神疾患を原因とする方が51名ということで、午前中も少し申し上げましたが、約8割程度という状況でございます。

また、その原因というのは非常に複合的なものでもありまして、なかなか一概にお答えするのは難しい面もございますけれども、属性的な特徴を客観的事実で申しますと、割的には30代の方が一番多くて約4割、20代の方も含めると20代、30代で約6割ということになります。

また、採用後の年数で見てみた場合も、採用後10年目までで休職されている方がやはり6割ぐらいと同じぐらいの割合でございます、その原因というのは本当に複合的なところがありますけれども、児童生徒への対応であるとか、やはり保護者対応という中で、学級運営などに困難を来してなかなか難しい状況が生じて、そこにまた20代、30代の方ですので、プライベートのライフイベントなども重なってきて、一概に申し上げるのは難しいですけれども、そうした複合的な要因の中でお休みをされるようなケースが多いのかなと考えております。

また、復帰支援というところでございますけれども、病気休暇を最初を取得されて、その後病気休職ということになるわけですけれども、休職の診断といいますのは、医師を中心として教育委員会に身体検査審議会という審議会を構成してございまして、構成員8名のうち6名がドクターで、そのうちまた4名が精神科のドクターでございますけれども、そうした主治医と産業医で定期的にチェックをしながら、主治医と産業医が診断した結果を基に、毎月開催しております身体検査審議会の中で休職更新や復職などの判断をしています。

実際にある程度御本人の病状が回復して、そうしたドクターの方も大分これはよくなっているのではないかとということになりますと、また実際に復帰する前には、いわゆる職場復帰訓練をまずは大体3か月程度かけて丁寧に行っていくんですけれども、最初の週はまず午前中だけ学校に通ってみるといところから始まって、少しずつ担当する業務内容なども増やしていきながら、最終的に復帰前には模擬授業のようなものも行って、そうした確認もした上で、復帰された後は子供たちにまた対応していくことになってまいりますので、そうした教員の責任の重要性も鑑みて、そこはもちろん御本人の病状もございまして、復帰したときに子供たちにきちんと指導ができるように、そこは両面の観点から丁寧に行っているところでございます。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 学校保健課長。

○学校保健課長 献血の普及啓発についてお答えさせていただきます。

まず、委員から御紹介がありましたとおり、今年の3月に文部科学省から、この献血に関する普及啓発の通知がございました。内容につきましては、委員からも御紹介がありました、

対象年齢は16歳以上ではございますが、若年層の献血者数の減少傾向というのが顕著になっておりまして、国としても大変憂慮しているという観点から、中学生に向けても、この献血が自ら進んで、血を提供する身近なボランティアであるということ、そして何より命をつなぐボランティアであるということをしっかり認識していただきたいということで、各学校にポスターを掲示していただくようにしています。

内容でございますけれども、併せまして日本赤十字センターでも施設の見学であるとか講習であるとか、こういったこともできるということで承っておりますので、併せて各学校には通知したところでございます。引き続き、各学校には国の意向を踏まえまして周知啓発に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 教職員課長。

**○教職員課長** 付け加えさせていただきます。

休職者を生まないための学校運営についてでございます。基本的には、まず学校全体で業務改善を進めていって、先生方の業務負担、精神的な負担を軽減していくということがベースにあると思います。

次に、先ほど不祥事防止のところでも申し上げたんですけれども、同僚性ですね。先生方同士のやはり風通しのよい関係性、悩み事を伝えられたり学級のことを相談できたり、またはそのことを上司である管理職にしっかりと相談できる、そして管理職もしっかりとそれを受け止める、そして対応策をしっかりと伝える、そのように一人で頑張るのではなくて、やはりチームで子供たちに対応していく、そのような関係性をつくっていくことが必要だと思います。

また、併せまして教職員課では、月の在校等時間ですね、時間外の時間を調べておりますので、これが長時間にわたる、例えば70時間、80時間とかになっているようであれば、やはり校長にそのことを知らせて、状況の聞き取り、それから校長への指導ですね、このようなものを行って予防をしていきたいと考えております。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 木下委員。

**○委員（木下幸子君）** 御答弁ありがとうございました。

最初のヤングケアラーに気づくためのいろんな研修等については、目を光らせていただきたいと思うんですが、やはり先ほどありました服装とか、授業中に居眠りをするとか、遅刻とか、忘れ物が多い、また家庭訪問したときなどは何かそういう気づきも生まれる場面なのかなと思います。とにかく生徒が先生とか周りの大人に素直にSOSが出せるような、何か周りの大人の心のゆとりというのも大事なのかなと思います。そういう環境をつくっていききたいとも思いますし、周囲の大人の心がけで早期発見、早期対応ができるように、ヤングケアラーが生きやすい社会を実現していくために、教育委員会としてさらなる尽力をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、休職の教員の方ですけど、長期で休まれる教員が出ますと、やはり教員の皆さん



は余っているわけではなくて、本当にぎりぎりでされていると思いますので、かえってまたさらに周りの教員の方にしわ寄せがきて、そしてまた余計に休まれる教員とかが出てしまっちは元も子もないという状況だと思います。何かそういうしわ寄せも起こっているのではないかと危惧しているんですけど、やっぱりストレスとかオーバーワークなどで休職に至る、その原因が大きいのかなとも思いますし、しっかり、先ほども強調しました休職教員を生まない学校運営を、みんなで助け合ってしっかり支え合って、やっぱり大事な地域の宝の子供たちを育てるのに一番身近で一番影響力があるのは、私は教員だと思いますので、教員の皆さんが心身ともに健全で、いい教育ができるように、休まないでしっかり心身ともに健全な教育と、また自分自身の健康管理にも気をつけていただいて、しっかり先生自体もSOSが出せるような、そういう学校運営というか、学校の環境を築いていただきたいと思いますので、強く要望しておきます。

それから、献血に対してですが、私も少し調べましたら、血小板というのは3日半しかもたないというのと、1人当たりの献血の回数とか献血の量とかに制限があるので、それこそ毎日のように献血を呼びかけて、献血のボランティアの方に声をかけて献血していただいているんですが、少子化で献血される方の人数も減っていますし、高齢化していますし、その上、20歳代の方の献血の登録というか、献血協力者が随分減っているそうで、これからのことを考えると本当に危惧しているというので、今回、令和5年3月6日に学校、特に中学生が卒業するまでに献血の大切さをと。ずっと前になりますが、やっぱり国内の献血の量が減って、外国から入れたときに薬害とかが起こったということで、国内の日本人の献血が必要だという、それに本当に危惧しているというので、そういう事務連絡が来たと聞いております。

若いときに献血の大切さ教えることで、これは決して強制ではありませんが、先ほども言いました命を救う第一歩のボランティアで、命をつなぐことができる献血は本当に大切に、重要な課題だと思いますので、中学生、高校生にしっかりそのことを理解していただくためにも、周知を徹底していただきたいと思います。よろしく願いいたします。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 山本委員。

**○委員（山本眞智子君）** 2点お伺いいたします。

まず、積極的なタブレット活用という観点から、令和4年度どのような取組をされてきたのかという点と、2点目は、特別支援教育については、本市もかなり充実を目指して、本年度改訂版とかを出して取組をしていらっしゃることは存じ上げております。令和4年度の特別支援学校は6校あるんですが、その教室と児童数、そして令和4年度の特別支援学級の学校数と学級数と児童生徒数が分かれば。令和3年度までの資料はあるんですが。まだ出ていないのかもしれませんが。

**○主査（日野雄二君）** 教育情報化推進課長。

**○教育情報化推進課長** 令和4年度のGIGA端末、1人1台端末の活用状況について御答弁

申し上げます。

令和4年度につきましては、コロナ禍が比較的落ち着いてきたということで、学校の中での活用が令和3年度に比べて非常に進んできた状況でございます。

具体的な活動で申し上げますと、インターネット検索とかカメラ機能を活用して自ら学習を進めていたり、あるいはドリルアプリを活用したり、こういった個別最適な学習、それから調べたこととか自分の考えを、端末を使って周りと共同でまとめて発表したり、あるいは意見交換をしたりというような共同的な学習、こういった活動に多くの学校がふだん使いとして取り組むようになってきました。全体的に活用は、令和3年度に比べて非常に広がってきております。

ただ、一方では、やはり毎日活用している学級、学年、学校もあれば、やはり活用がいまいち進んでいないというような学校もありまして、200校全校が同じ足並みで進んでいるという状況ではございません。

このため、教育委員会といたしましては、活用している学校の事例を横展開することで一つの目標を持っていただく。あるいは学校訪問による活用の支援を行ったりという形で、少し活用が進んでいない学校につきましては、支援を進めている状況でございます。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 教職員課長。

**○教職員課長** 特別支援学校の児童数と教員数です。令和4年度の教員数は、特別支援学校は664名です。そして、児童生徒数が1,257名となっております。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 特別支援教育課長。

**○特別支援教育課長** 小学校及び中学校に設置している特別支援学級の学校数及び学級数、そして在籍児童生徒数についてお答えいたします。

まず、小・中学校合わせまして特別支援学級を設置している学校数は、令和4年度は168校でございます。

小・中学校合わせまして特別支援学級の学級数としましては392学級です。そこに在籍している児童生徒数は2,162名となっております。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 山本委員。

**○委員（山本眞智子君）** タブレットに関してですが、今学校によってかなり格差があるという御答弁をいただきました。実際にそうだろうなという感じを受けております。

タブレットを各家庭に持ち帰ってドリルとか、そういうことをしている学校もあれば、タブレットを持ち帰ることを禁止している学校もあるとお聞きしておりますが、その辺は校長先生の裁量でそのようになっているのかということと、あと、どのぐらいの割合で家庭に持ち帰っているのか、分かればちょっと教えてください。

**○主査（日野雄二君）** 教育情報化推進課長。

**○教育情報化推進課長** 端末の持ち帰りについてでございますけれども、端末の有効活用とい

う観点から、教育委員会としては、また国もそうですが、端末を持ち帰らせて家庭での活用を推奨はしているところがございます。

本市としましては、そうは申し上げても、やはりなかなか家庭の実態、地域の実態というのもございまして、児童生徒や家庭、地域の実態を踏まえた上で、学校の判断及び児童生徒、保護者からの希望によることとしてはおります。

また、持ち帰りの状況ですけれども、本年度の1学期の状況ですが、大体持ち帰りをやっている学校が7割程度で、逆にこの1学期持ち帰りをしなかったという学校も3割程度でございます。

ただ、この3割の学校でも、学級閉鎖とかコロナ感染、あるいは不登校、そういった状況、あるいは希望した場合には対応しているということでございます。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 山本委員。

**○委員（山本眞智子君）** 持ち帰りをしていないという学校が3割ということですが、以前タブレットを導入したときに、家庭にタブレットを使う環境がない生徒ということで統計とかを取ったかなと思うんですが、それって現在どういう状態になっているんですか。

**○主査（日野雄二君）** 教育情報化推進課長。

**○教育情報化推進課長** 御指摘のように、学校側が持ち帰りを判断をする際の一つが、持ち帰って何をやらせるか。例えば一律に宿題をやらせようとする、環境のあるなしでやはり子供たちに不公平が生じてしまうということもありまして、なかなか進まないというのも正直なところでございます。

家庭の通信環境につきましては、端末の導入時に一度調査をしたことがございます。そのときで約9%程度の家庭に通信環境がないというような状況でございました。これはもう令和2年でございますので、その後のコロナ禍でやはりオンライン授業等がかなり広がったという中で、家庭でも増えてきている部分はあるかと思えます。

この調査が家庭の経済状況とか生活状況に若干関わる部分があるので、なかなか頻繁に調査というのはしにくい部分がございますので、直近の調査というのはございません。

ただ、本市としましても、そのときのデータを基に、通信料については御家庭の負担にはなるんですが、モバイルルーターという通信機器を無償貸与するという制度は取っているところがございます。

ただ、通信料につきましては、やはり大多数の御家庭が家庭のお金で賄っているというところもございまして、やはり公平性という部分から、なかなか通信費込みの手当てというところはできていないという状況でございます。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 山本委員。

**○委員（山本眞智子君）** 貸出ルーターがどのぐらい出ているのか、分かれば教えてください。

**○主査（日野雄二君）** 教育情報化推進課長。

**○教育情報化推進課長** 今申し上げた、いわゆる通信費を家庭で負担するほうの貸出実績はほとんどありません。といいますのは、ここ2年ぐらいコロナ禍においては、出席停止とか、あるいは学級閉鎖というときには、コロナ対応ということで、国の補助等もございまして、通信料込みの分を貸与してまいりましたので、いわゆる家庭になくて通常でその通信を使いたいから貸していただきたいということでの申出というのはほとんどありません。細かな統計は取っておりませんが、学校から使用したという報告を受けたことがございませんので、そういった状況でございます。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 山本委員。

**○委員（山本眞智子君）** ありがとうございます。

これからの世の中、やはりタブレットを使ったIT等の操作というのはかなり必要になってくるかと思いますが、その中で学校によってとか、あるいは個人において格差が生じて置いていかれる。それが地域間や全国に比べて北九州がとか、どこにおいてもこういう格差が生まれてくるんですが、そのことによって置いていかれる生徒がないように、ぜひ通信費とかが出せない家庭がある場合には、どのような工夫ができるのかとか、ぜひその辺を検討していただいて、北九州において後れている学校があれば、教育委員会が手を差し伸べてあげるとか、何らかの形で底上げをしていただいて、ぜひ北九州のお子さんたちのタブレット活用が積極的になるような形で取組をしていただくことを要望しておきます。

あと、特別支援教育についてですけど、今令和3年から令和4年の答弁をしていただいて、かなりしっかりと充実した取組をしてくださっているんだなということを実感いたしました。

今回質問させていただいたのが、一人の市民の方からの御意見というか相談だったんですが、小学校入学のときに療育手帳の交付を受けて、知的特別支援学級に通っていたという中で、4年に1回の交付時に療育手帳の交付がなされなかったということは、それだけ先生方の熱心さによってレベルというか、外れたということで、それはよかったですねという話になったんですけども、外れることによって普通の教室に戻るときに、理科と社会を全く勉強していなくて、そして国語と算数が2年間ぐらい後れていると。保護者に見てもらったら、これからどうやってその後を普通の教室に戻ってやるのかと思ったとき、自分一人じゃなくて、私みたいな思いをしている保護者の方もいらっしゃるのではないかと御相談だったんですよ。

そうしたときに、実際に療育手帳が外れる方というのはまれなことなんですか、それとも何人かいらっしゃるのか。あと、学びの保障と言われていましたが、その学びの後れに対してどのようなフォローをこれからされていくのかなど。それがまた中学校、高校でのつまずきの一原因にならなければいいなと思って、その辺のフォロー体制というのを教えてください。

**○主査（日野雄二君）** 特別支援教育課長。

**○特別支援教育課長** 2点御質問をいただきまして、まず1点目の療育手帳が外れた方の数につきましてですけども、ちょっと所管外ということで、申し訳ございません、具体的な数値

は把握しておりません。

しかしながら、そのようなケースがあることは承知しておりまして、知的の特別支援学級に在籍している子供の伸びがあったがために学びの場を変更するという事は、各学校において検討されるケースがございます。学びの場の変更は年度替わりの時期になりますので、例えば2学期の9月から10月頃にそういう見通しが立った場合は、特別支援学級をベースとしまして、通常の学級での学びの機会を増やすとか、また個別に学習の空白を埋めるような指導をしていただくなど、学校内の体制の中でフォローをしていただくようお願いはしております。

手帳が外れたから明日からすぐに通常の学級ということではございませんので、やはりこれにつきましては、子供の学びの状況を踏まえまして、各学校において個別の支援が行き届くように、校内の支援体制の充実を図るよう、私どもも学校に働きかけてまいりたいと思います。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 山本委員。

**○委員（山本眞智子君）** 先ほど小宮委員からも話がありましたひまわり学習塾ですかね、そこはかなり人数が減ってきたという話ですが、現段階ではひまわり学習塾でその辺の対応とかは難しいんですかね。

**○主査（日野雄二君）** 授業づくり支援企画課長。

**○授業づくり支援企画課長** 特別支援学級の子供さんがひまわり学習塾に参加できないという事はございませんので、希望があれば参加することはできます。

ただ、特別支援学級に通っている子供さんたちは、放課後デイなどに通っていらっしゃる方も多いので、またそういうところの兼ね合いというところもあると思いますけども、希望していただいたら参加は可能です。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 山本委員。

**○委員（山本眞智子君）** ありがとうございます。

ぜひしっかりと学びの保障というのを、担任の先生が力を入れてやるのか、教頭先生とかが出てきてやるのか、あるいは違う先生がやってくれるのかは分かりませんが、その辺の取組というのをきちっとやっていただきたいなと要望しておきます。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 中島委員。

**○委員（中島隆治君）** 数点お尋ねいたします。

今山本委員がおっしゃったタブレットの活用についてですけれども、先ほどの答弁で大体分かったんですけど、この令和4年度で、雪とか台風で休校になった日数と、その際に家庭でのタブレットを活用した事例がもしあれば教えていただきたいと思います。

2点目、SNSの相談事業について伺います。

これは令和4年度の新規事業であったと思いますけれども、このSNSを活用した子供たちからの相談がどれぐらいあったのか。もし差し支えがなければ、SNSを活用した児童生徒の

悩みの内容ですね、主にどういった内容があったのかというのを言える範囲で教えていただければと思います。

それと次に、図書館のバリアフリーについて伺います。

誰もが利用できる図書館としてのバリアフリー化についてでありますけれども、どのようなお考えかというのを簡単にちょっと教えていただきたいと思います。

1つ事例を申し上げますと、八幡南出張所の2階に八幡図書館の八幡南分館がございまして、そこは2階に上がるのに階段しかないんですね。こういった状況を踏まえて、市内の現状と併せてお聞かせいただきたいと思います。

それと、最後に、先ほどからもお話に出ている学校現場におけるパワーハラスメント問題について伺いたいと思います。

特にこの令和4年4月からパワハラ防止法というのが全面施行されて、中小企業に対しても、このパワハラに対する防止・予防策というのが非常に義務化され、強化されていったわけでありまして、学校現場においてもこうした流れを受けてパワハラ対策を講じる流れになってきているのではないかなと思うんですけれども、その対策を講じた点があれば教えていただきたいと思います。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 生徒指導課長。

**○生徒指導課長** 1点目の休校時のタブレット活用と、それと2点目のSNS相談の内容について回答させていただきます。

ちょっと不確かなんですけども、休校は昨年度、台風で1日、雪で1日でしたが、休校ということは授業を行わないので、タブレットを活用するということはこの場面ではありませんでした。

それから、2点目のSNS相談の内容ですが、内容的には、友人関係とか家庭環境、それから心身の健康の項目で相談が多いんですが、具体的には、例えば女の子からの相談で、自分のことを僕と呼んでいて、ほかの子から男みたいな女と言われるとか、期末テストを頑張り過ぎて夏休みにやる気が出ない。それとか、自分は発達障害かもしれないというような相談があります。

相談件数は、双方向の相談が315件、それから通報するという一方通行のものが79件となっております。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 運営企画課長。

**○運営企画課長** 図書館のバリアフリーについてお答えいたします。

図書館は重要な公共施設の一つと考えておりまして、障害者の方、それから高齢者の方に対しましてもバリアフリー化の対応は大変重要と考えております。

今御紹介いただきました八幡南分館につきまして御説明いたしますと、私も今年度に入りまして分館に行きまして現状を確認したところですけども、スタッフの方にもお話を伺いました

が、入り口が階段しかないということで、1階の部分にインターホンを設置いたしまして、お申出いただければ1階にお伺いして本の貸出しや返却に対応したり、あるいは本と一緒に持ち上がったというふうなソフト面の対応を行っております。

また、レファレンス等の御希望があれば、カウンターに来られた方と同じようなサービスができるような形で可能な限り対応していると聞いております。

ほかの図書館ですと、中央図書館もスロープがございます。このスロープにつきましても、車椅子の方が一人で上がるにはちょっときついというふうなお声もいただいております。ただ、構造的な面、それから費用的な面をいろいろ考えると難しい場合もございますので、中央図書館につきましても、1階の窓口にお申出いただければ、車椅子を押したりとかという御支援をすることが可能なようにしておりますので、そういった構造的な面とかで難しい場合は、そういったソフト面も行いながら図書館の利用者の方に御利用いただけるような対応を行っております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 教職員課長。

**○教職員課長** 教職員のハラスメントの対応についてお答えいたします。

各学校には、ハラスメント相談員を2名選定していただいております。もしそういうようなことがあれば、まずはこの相談員に相談をする。そして、相談を受けたこの相談員は、管理職に報告して、管理職が具体的な対応を行うということになっております。

管理職、校長が多分主だと思いますが、校長はまず双方への聞き取り調査を行う。そして、その場で加害、被害のことがはっきり分かれば、当然加害者には指導をきちんと行う。そして、被害者へは職務上の配慮等を行う。そういうハラスメントを受けたのであれば、当然顔を突き合わせて一緒に仕事をするのはなかなか難しいとかであれば、そういうような仕事上の配慮を行って今対応しているところです。

**○主査（日野雄二君）** 中島委員。

**○委員（中島隆治君）** 御答弁ありがとうございます。

まずは、タブレットの休校時の活用についてであります。

令和4年度は台風が1日、雪の日が1日で、2日間あったということでしたけれども、急きょ休校になると子供たちは大変喜んで、もううれしいばかりだと思いますけれども、親御さんとか、共働きの方であるとか、急きょ仕事を休まないといけないような状況になったとか、例えば今回私が相談を受けたのは会社経営者の方だったんですが、急きょ学校が休校になったとしても、当然会社は生産活動を止めることはできないので、そこに誰かを補充しないとイケないという経営者の立場から、非常にいろんなところで影響があっている状況です。

その方がおっしゃっていたのは、せっかくオンライン化で、1人1台タブレット端末を支給したので、子供たちは家でゆっくりできてうれしいと思うんですけども、せっかく1日あるので、しっかり遊ばせるのはもったいないという、現状としてそういう声もあることをお伝えさ

せていただきたいと思います。

特に台風とか大雪とかは、事前に天気予報である程度正確に分かりますので、早めに休校にする場合というのもあったかと思しますので、このタブレット端末は今やっと支給して3年目になるぐらいだと思うので、こういった台風時とか、また大雪があったときの休校のタブレットの活用についても、特に安否確認とか家の被害状況とかも、ひょっとしたら子供たちのそういった端末を経て得る情報もあるかもしれませんし、そういったことも、雪とか大雨、災害も含めてタブレットの端末をうまく活用できる方法も模索してはどうかと考えましたので、ぜひそれはまた検討していただければと思いますので、この点は要望とさせていただきます。

それと、SNSの相談事業については、子供たちから相談が315件あったということでございました。やっぱりSNSを活用しての子供のSOSというのは、よっぽど声にできなかつたりとか、あとは先ほども御答弁でありましたけれども、家庭環境の問題であつたりとか、親にも言えないようなことが様々あるかもしれませんので、そういった子供たちからのSOSをしっかり受け止めていただいて、どんな思いでこの相談をしたのかというのを、やはりよっぽど勇気が要ったことかもしれませんし、ある意味本当に最後の子供たちからのメッセージと言っても過言ではないぐらい重く受け止めていただいて、一つ一つ丁寧にこのSNSからの相談に対応していただきたいと思いますので、この点も強く要望としたいと思います。

それと、図書館のバリアフリーについてですけれども、これは八幡南分館でも行っていただいたということでございました。ソフト面の対応はしているということでもありますけれども、やっぱり足の不自由な方からの声として、非常にお金が要る話ではありますけれども、階段を上がるのが非常に困難であるというお声もいただいているのは事実ですので、その点も踏まえて、出張所を兼ねておりますので、所管の市民文化スポーツ局にも関わる話ではあるかもしれませんが、そういった声も事実としてありますので、ぜひまたエレベーターの設置等も含めて検討していただければと思いますので、こちらも要望とさせていただきます。

最後に、パワハラについてですけれども、教員のパワハラが原因で休んでいる児童生徒、また上司によるパワハラによって教員が学校に来られない、そういうケースもあろうかと思えますけれども、午前中もちょっとそれに関連した質問がありましたので、どれぐらい人数がいるかというのはもう省きますけれども、一定程度いらっしゃることが分かりましたので、それでパワハラの特徴として、すみません、加害者や被害者が適当かは分かりませんが、あえて使わせていただきますけれども、加害者は指導の一環だったとか、そんなつもりはなかったとか、その自覚がない場合が多いというのがこのパワハラの特徴だと思っております。

児童生徒にとっては実際に学校ですごく怖い思いをしているけれども、パワハラというのが理解できずに心を閉ざしてしまう子供たちがいるかもしれませんし、それがエスカレートして最終的には不登校になってしまう子供さんもいらっしゃると思います。



また、教員に関して言えば、誰にも言えずに本当に我慢している先生も多いかもしれない、そういった先生がいるのかもしれないので、加害者がそんなつもりはなかったと言ってしまうえば、本当にそれで済むのかという話なんですけれども、人の感じ方によって変わってくる問題でもありますので、私は個人的にはこの課題解決に結びつくのは非常に難しいなと思っております。

実際に私もこういった相談を受けて、学校も様々動いてくださっていますけれども、やっぱり加害者の方はそんなつもりはなかったという声を発してしまうので、そもそも育ってきた環境も違いますし、ずっとそういう環境でそういう口調や言葉で来た方が、急きょ管理職からおまえの言葉が強いと言われても、それがすぐに直ることはなかなかないと思っているんですけれども、私はこの辺が非常に難しいなと思っているんですが、しっかりとこういったことがないように、それが原因で子供たちが学校に行けなくなったり、一生に関わる話でもありますし、また先生にとっては、本当に子供たちが大好きで、せっかく教員になって子供たちと接する機会が増えたのに、そういった心のない言葉一つで教員人生を断ってしまうようなケースもあると思うと非常に残念でなりませんので、先ほども様々なマニュアルがあるとおっしゃっていただきましたけれども、私も本当にそういった切実な声を伺っておりますので、もう一步踏み込んで、教育委員会、校長先生も含めてしっかりと対応していただくように切にお願いして私の質問を終わりたいと思います。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 金子委員。

**○委員（金子秀一君）** 私からは5点質問させていただきます。

まず、チーム学校運営推進事業のスクールカウンセラー活用、スクールソーシャルワーカー活用ですが、この令和4年度の実績というか、各学校でどれぐらい配置しているかについてお聞かせいただければと思います。

もう一つ、GIGAスクールなんですけど、結構タブレットが壊れやすいという話を聞きます。もちろん扱い方が悪いということもあるでしょうけど、特別支援学校と学校に配付されている分は、奥歯に物が挟まった言い方ですみません、メーカーが違うと思います。3年たっているのでもうそろそろどちらが強いのか分かるのではないかなと思います。

それで、そういったGIGAスクールのタブレットについて、そういう検証はされるのかというのを教えていただければと思います。

もう一つが、コミュニティ・スクール、地域学校協働活動事業に2,400万円ついていますが、この中身について教えていただくと、あと学校整備費について、いただいた令和4年度決算の書類を見ますと、小学校の学校整備費ですと予算額が61億6,500万円で支出済額が36億3,100万円で、翌年度繰越19億5,800万円、ここまでは分かるんですけど、この不用額5億7,600万円の扱いについて教えていただければと思います。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 生徒指導課長。

**○生徒指導課長** 1点目のスクールカウンセラーの実績について説明させていただきます。

スクールカウンセラーは、小学校数を含めた学校数によって中学校区への配置をしております。週8時間、12時間、16時間のパターンがございます。

人数は、令和4年度は60名でございました。

**○主査（日野雄二君）** 部活動地域移行担当課長。

**○部活動地域移行担当課長** スクールソーシャルワーカーの配置状況について御説明させていただきます。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、令和4年度は19名を配置して対応しております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 教育情報化推進課長。

**○教育情報化推進課長** G I G A 端末の機種等についてのお話をさせていただきます。

現在、小・中学校の通常学級には、OS ウィンドウズを使ったPCを入れております。

また、知的の特別支援学校それから知的の特別支援学級につきましては、i O S を使った i P a d を導入しております。

これは導入の経緯で、やはりそれぞれのお子さんの特性というのがございまして、知的のお子さん等は、やはりタッチパネルを活用するほうが非常に操作しやすいということ。逆に、通常学級のお子さんは、やはり社会との接続の中でキーボード操作が主流になるということでの選定でございました。

現在、今の端末が入って3年目を迎えておりますが、令和7年夏にはこれの更新時期が参ります。令和6年度予算からもうこの導入に向けて動かないといけないということで、現在端末の検討会議を立ち上げて、次期導入の端末についてゼロベースで現場等の御意見を伺いながらOSを含めた次の機種選定を始めているところでございます。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 教育振興担当課長。

**○教育振興担当課長** 3点目、コミュニティ・スクールの地域活動協働事業の内訳についてお話いたします。

まず、内訳ですが、学校運営協議会委員の報酬に21万5,000円、それからスクールヘルパーの謝金等、それから地域学校協働活動推進員の謝金、それから研修会の講師謝礼等に1,737万8,080円、それから研修会の講師の旅費として1万720円、それから需用費、これは地域学校協働活動推進事業の実施校へ配分しておりますが、各学校で必要な物品等の購入のために258万8,654円、それから役務費として、スクールヘルパーの保険料で243万3,140円、その他の役務費として3,780円、これは地域学校協働活動の切手代等に使用しております。また、報酬等の支払いシステム等の運用のお金としまして140万6,900円が内訳となっております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 施設課長。

**○施設課長** 小学校の学校整備費の不用額5億6,000万円の取扱いということで御質問いただ

きました。

この整備費の不用額5億6,000万円ですけれども、令和3年度から令和4年度に繰り越した事業、例えば大規模改修の事業で不用が2億6,700万円出たり、例えば外壁改修で令和3年度から令和4年度に繰り越したもので不用額が4,000万円ほど出たり、3億円ちょっとの補正を組んでそれから繰り越したといったようなものでございまして、なかなか自由に使えない、他に流用するということができにくい予算でございました。

それで、その残りでございますけれども、私どもは数々の契約をしております、その契約残が積み重なって残りの金額になっているというところでございます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 部活動地域移行担当課長。

**○部活動地域移行担当課長** スクールソーシャルワーカーの活用状況について御説明させていただきますと思います。

19名を配置しております。その中で、児童生徒の対応として706人への支援を行ったところでございます。

また、家庭訪問であるとか関係機関との調整、ケース会議の開催といった活動回数を約3万回実施しているところでございます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 金子委員。

**○委員（金子秀一君）** ありがとうございます。

時間がないので端的に申し上げます。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特にスクールソーシャルワーカーは19名ということで、もっといていただいたほうがいいんだろうなと思うんですが、これはちょっと質問させてください。これは北九州市が本当にこの数で大丈夫だとしているのか、それとも応募をかけてこれだったのか、まずお聞かせいただければと思うんですが。

**○主査（日野雄二君）** 部活動地域移行担当課長。

**○部活動地域移行担当課長** 今の19名については、当初だけではなくて、再募集等をかけて令和4年度は19名という形になっているところでございます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 金子委員。

**○委員（金子秀一君）** これはもちろん教育委員会が所管ではないんですけれども、私は、カウンセラーもソーシャルワーカーも少ないなと思います。

特にソーシャルワーカーは再募集をかけて19名ということなんですが、調べてみますと、社会福祉士とかを育成する大学とか、社会に出て自分は社会福祉士になろうと思って予備校に行こうとした場合、北九州市にないんですよ。90万人以上の人口がいて、学校もこれだけあるのにもかかわらず、教育現場で必要とされる人材が育成される環境が北九州市に整っていないというのは結構問題だと思っています。

余談ですけど、北九州市立大学人間関係学科ができる際は、臨床心理士が取れます、大学院

もいずれつくる予定ですよというのが、いまだにできていないという。

国の制度が変わって公認心理師というのができて、公認心理師がスクールカウンセラーとして対応されていると思うんですが、これも九州女子大学だけということですし、これは問題だなと思っておりますので、これはぜひ教育委員会から、企画調整局になろうかと思うんですが、やはり今後この北九州市を支える人材を育成していく場面で、今回特にカウンセラーとスクールソーシャルワーカーですが、その体制をしっかりとってほしいという要望をされたほうがいいのではないかなと。私も機会があれば、ちょっとどこかで説いてみたいと思う内容ですので、ぜひ研究していただければと思います。これは強く要望させていただきます。

あとGIGAスクールのタブレット、タイピングの部分は分かるんですけども、ちょっと壊れやすいと聞いていますので、ぜひ御検討いただければと思います。

あとコミュニティ・スクールを聞いた理由は、本会議でも質問がありましたバッテリーの件です。これは北九大生が応援に行って500円の謝金という話をしていましたが、もちろん民間業者のこともあるので一概にはなかなか言いづらい部分もあるかと思うんですが、私はこれこそがコミュニティ・スクールなのではないかなと思っておりまして、地域学校協働活動事業の中にこのコミュニティ・スクールを何か入れることはできないのかなと思いますが、まずその見解を教えてください。

**○主査（日野雄二君）** 教育振興担当課長。

**○教育振興担当課長** 委員御指摘のとおり、地域学校協働活動の中に入れることにつきましては、検討の余地はあるかなと思っております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 金子委員。

**○委員（金子秀一君）** ぜひよろしく願いいたします。

すみません、あと学校整備費に関しまして、私がよく分かっていないので大変失礼な質問になるかもしれませんが、さっきの説明の中で、小学校の学校整備費は既に19億5,800万円の繰越しがあるんですね。それでさらに5億7,600万円を不用費として出しているという。不用は不要じゃないという説明をネットで見えていますけれども、このお金を使っていないのに壁が落下しているという。結構この繰越金、不用額を調べてみますと、次年度の国の予算とかがあるので、ある程度確保していないといけないとか、年度をまたがる工事があるので、この繰越金や不用費を積み上げているというお話は聞いているんですけども、何かこの繰越金額が多いにもかかわらず子供たちの安全が担保されていないというのはいかがなものかなと思うんですが、それについて質問させていただければと思います。

**○主査（日野雄二君）** 施設課長。

**○施設課長** 先ほどの繰越しでございますが、非常に複雑でございますが、なかなか分かりにくいと思うんですけども、まず表に出ておりますこの繰越しというのは、令和4年度予算を令和5年度に繰り越したものでございます。私が説明した3億円ちょっとというのは、令和3

年度の補正に上げて令和4年度に繰り越したものでございまして、年度が1つずつ違っているということでございます。

ですから、この5億7,000万円のうち3億円ちょっとが令和3年度から令和4年度に繰り越したものであるということになります。

外壁落下が続いている中で、有効に予算を使うべきではないかというような御意見だと思います。確かに私どももできるものについては流用等をして柔軟に予算を使いたいと思っております。

実際、今回緊急の外壁修繕をしておりますけれども、6月に1億円を認めていただきました。ただ、1億円だけでは足りませんので、従来上げていた外壁の予算5,000万円、それから加えて大規模改修で契約残が出ましたので、その5,000万円、こちらを流用して今活用しているところでございます。

今後とも、柔軟な予算の使い方については頑張っていきたいと思っております。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 金子委員。

**○委員（金子秀一君）** 最後に、要望とさせていただきますが、ある学校でテニスコートの支柱がぐらぐらなので何とかしてくださいということとか、あと学校の入り口の扉ががたがたしているので何とかしてくださいというお願いをしたのはPTAなんですね。なぜPTAなのかとお聞きしました。やはり学校でそういった修繕とかに係るお金というのは、なかなか申請しづらい環境というのがあるのではないかなと思います。ひょっとしたら、そういうものが積もり積もって学校の安全がなかなか保たれない状況につながるのではないかなと思うと、やっぱりこの予算については、もちろん予算がない中で大事に使わなければとは思いますが、そういったものに関して、もちろん教育委員会に上がってくるスピードというのは変わっていないとは思いますが、そういうのを速やかに判断していただいて、何かもっとより効率的なものになればなと思いますので、そこは御検討をお願いいたします。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 金子委員、要望でいいですね。

**○委員（金子秀一君）** 要望です。

**○主査（日野雄二君）** では次、自民党、宮崎委員。

**○委員（宮崎吉輝君）** それでは、私から1点。

私からも老朽化対策についてです。既に何度も出ておりますので、同じようなことかもしれませんが、決算の中で37億数千万円の学校施設老朽化対策事業が行われております。長寿命化計画に沿って小学校、中学校の大規模改修と、それから外壁改修などの老朽化対策を計画的にはやっているんですけども、外壁落下の事故が続いたことによって緊急点検をして、市内にある203校中178校で改修が必要ということで、今順次やっただけでいることは存じ上げております。

気になるのが、緊急点検をしたら178校が必要だったということなんですが、長寿命化計画が

平成30年に策定されて、それに準じてやっていっているんだけど、点検するとやっぱりそれだけ出てくると。つまり長寿命化計画では、耐用年数何十年という計画とかで改修が必要なところを選定していっているのだろうと思うんですけども、その計画ではやはりもうとてもじゃないのかなという感覚を持っております。

その中で、2021年にバスケットゴールが落ちたり、今回、校舎内でまたということでしたが、この計画どおりやっていくことは必要なんですが、昭和40年から昭和50年にほとんどの学校が出来上がったということで、外壁だけではなく、いろんなところが老朽化していて、とてもじゃないけど手には負えないんだろうけども、しかし子供たちが多くの時間を過ごしている学校というのは、やはり一番安全でないといけないという認識がありますので、これに関してはやはり計画ではなくて、外も中も安全であるということは必ず担保しなければならないと思っていますんですけども、実際のところ、外壁の緊急点検だけではなくて、今回起きたような事故を踏まえて、校舎内の全ての緊急点検をやるというような考えが今あるのでしょうか。教えてください。

**○主査（日野雄二君）** 施設課長。

**○施設課長** 老朽化対策、外壁落下についてでございます。非常に御心配をおかけしていると思います。

緊急点検によって178校、約9割で補修が必要ということで、非常に驚かれているところだと思うんですけども、今回は小さなひびとといったものまで徹底的にやろうということで、業者に聞いても、マスコミでの連続した報道がありましたので、意識が非常に高まっているというか、敏感になっていまして、通常は経過観察となるものでも、今回はもう徹底的にやろうということで、数字にちょっと驚かれたかもしれませんが、今回はそのようにやることにいたしました。

それから、計画どおりやっても外壁落下は止まらないのではないかというお話でございますけれども、長寿命化計画というのは、20年ごとに外壁の補修をやっていくということでございまして、間隔がやっぱり20年ございます。コンクリートですからこの20年のうちに劣化したりということはございます。私どもとしては、しっかりと点検していくことが大事なのではないかなと思います。

それから、校舎の中も緊急点検を全件やったほうがいいのではないかということでございますが、すみません、今のところはそこまでの考えには至っておりません。基本的には3年に1回の法定点検でございますとか、毎年の専門業者の建築設備点検でございますとか、そういったところでやっておりますので、現在のところはそれでいきたいと思っております。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 宮崎委員。

**○委員（宮崎吉輝君）** ありがとうございます。

もう要望にしますけども、やはり大きなニュースになるので、市民の皆さん、保護者の皆さん

ん方から、我が子が通う学校はどうかという話を我々もやはりよく聞きます。点検をする  
と全てが安全だということでもないと思うんですけども、やはり点検をしたという話を聞くと  
一旦安心はするということがあります。今、定期で3年に1度やっているという報告も受け  
ましたので、それはしっかりとやっていただきながら、絶対はないんですけども、事故が起き  
ないようにしっかりと施設に関しての管理を徹底していただいて、いずれにしても、そもそ  
もがもう総体的に古いんだということなんだろうと。それを高度成長期と同じように全部一遍に  
建て替えることは、今の財政状況では不可能なんだろうと思いますので、厳しい判断、難しい  
判断が必要だと思いますけども、何とか子供さんたちの安全・安心のために力を尽くしてい  
ただきたいということを要望したいと思います。終わります。

**○主査（日野雄二君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** まず、特別支援学校のスクールバスについてお尋ねします。

これはいつもお願いしていることなのですが、令和4年度決算において、交通局が2億円余  
りの赤字決算案となっています。私は、市営バスは市民にとって不可欠な足ですから、たとえ  
赤字であっても、交通局には粘り強く頑張っていたいただきたい、経営を続けていただきたいと思  
っているんですが、教育委員会もスクールバスの運行に関しては、ぜひ市の交通局オンリーで  
業務委託していただきたいと思いますので、まずこの見解を伺います。

次に、本会議でも、僕の不登校・ひきこもりの質問について、教育長から臨機応変に病欠の  
データをお示しいただいたんですが、我々議会では、子ども基本条例制定を目指して、様々な  
子育て関連団体と既にヒアリングを重ねていますが、不登校関連の親御さんとか団体の方々も  
ヒアリングを2回行わせていただきまして、その中でスクールカウンセラーが足りないのでは  
ないかというような声をいただきましたので、見解を伺いたいと思います。

次に、令和4年度決算における給食費の総額が幾らだったかというのをまずお尋ねしたいと  
思います。

次に、これはあまり聞きたくないんですが、令和4年度、市の教育委員会における不祥事案  
件がどの程度あったのか、職員の処分がどの程度されたのかというのを教えていただきたいと  
思います。

次に、令和4年度の教職員の採用実績について、倍率がどの程度だったかを教えてください。

次に、教職員の精神疾患による病欠について、今どの程度いるのか、どのような要因が考え  
られるかを教えてください。

次に、学校給食の利用者負担金については、校長先生の個人口座で管理していると聞いてい  
ますが、市に納付されるべき公金を個人口座で管理することはいかがなものかと私は疑問に思  
いますが、見解を伺います。

最後に、若松図書館の水増しの問題がありました。本会議でも出ていましたが、すみません、  
再度これによってどのような処分がなされるのかというのを私もお聞きしたいと思います。以

上です。

**○主査（日野雄二君）** 学事課長。

**○学事課長** まず、特別支援学校のスクールバスの件でございます。委員から、交通局の経営支援ということで御意見を頂戴しているわけですが、特別支援学校のスクールバスに関しては、特別支援学校ごとに契約をしているところでございます。その契約が基準額によって政府調達に関する協定、いわゆるWTO案件と呼ばれておりますけれども、この適用を受けまして一般競争入札を行わなければならないとされております。したがって、現段階では交通局を特命で指名するといったことが現実的には難しい状況でありますことを御理解いただきたいと思っております。

それから、給食の負担金の件でございます。これはいわゆる学校の校納金というものでございますけれども、委員御指摘のとおり、学校長の口座で管理をしておりますけれども、先月末にマスコミでちょっと報道がございましたけれども、これを公会計化すべきだということで文科省も動き出したという報道もございました。そういったところもありまして、今後この公会計化については検討していかねばならないと考えております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 生徒指導課長。

**○生徒指導課長** スクールカウンセラーについて回答させていただきます。

令和4年度のスクールカウンセラーの人数については結構苦しいところがありました。配置時間にそれほど余裕がなくスタートしたところですが、この反省を基に、昨年度、臨床心理士会が行う研修会等に担当者とともに参加させていただいて、北九州市のスクールカウンセラー事業としてやっていることや、北九州市でスクールカウンセラーをしていただくことのメリットとか、そういうことを言っていたところ、令和5年度については割と余裕を持った配置ができております。

各学校のスクールカウンセラーの配置時間については、学校現場から時間を増やしてほしいという声を聞くこともあります。ただ、学校の実情が違うため、時間数が足りない学校もあれば、結構余裕がある、つまりスクールカウンセラーに空いている時間があるという学校もあり、一概に足りないとは言えない状況にあります。

各校の相談件数の状況等を把握しておりますので、次年度の配置決めに反映できないか研究していきたいと思っております。

あと、この時間に保護者が相談したい、子供たちが相談したいということがあれば、緊急でスクールカウンセラーを入れることもしております。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 学校保健課長。

**○学校保健課長** 学校給食費の予算についてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、保護者から徴収しております給食費が約36億円でございます。それと、物価高騰対応分としまして公的負担として入れました予算が2億8,000万円、したがって38億8,000万円



でございます。

次に、学校給食の運営等に関わります予算、こちらが41億2,000万円ございまして、これを合わせますと年間約80億円の予算でございます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 労務争訟担当課長。

**○労務争訟担当課長** 不祥事に基づく懲戒処分件数と精神疾患の休職に関して御答弁を申し上げます。

まず、令和4年度の処分件数でございますけれども、件数としては11件、その中で、同一案件で複数名を処分した案件が2件ございましたので、処分者数としては13名ということでございます。

続きまして、精神疾患による休職者でございますけれども、令和4年度が51名ということでございます。原因につきましては先ほども少し御説明させていただきましたが、年代でいくと30代の方が4割程度、また経験年数でいきますと10年目までの方が約6割ということで、比較的経験の浅い方に多いところでございます。具体的な原因というのは複合的な要因となっているので非常に難しいところがございますけれども、やはり児童生徒への対応であるとか、保護者への対応、学級運営が困難になったとか、そうした状況が重なることと、またそこにライフイベントなども重なると、そうしたことが主たる原因ではないかと考えております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 教職員課長。

**○教職員課長** 令和4年度実施の教員採用の倍率です。倍率は2.9倍になっております。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 運営企画課長。

**○運営企画課長** 若松図書館の指定管理者による不正行為について御答弁申し上げます。

この指定管理者につきましては、貸出冊数を不正に水増ししていたということで、市といたしまして、適切な運営ができていなかったということで、今後の再発防止に向けて強く指導をしているところでございます。

今回の不正行為によりまして、今年度行いました若松図書館の指定管理者に対する評価につきましても、制度始まって以来最も低い評価でありますDランクの評価を行って、適正に評価しているところでございます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 教職員課長。

**○教職員課長** 答弁漏れがありました。失礼いたしました。採用実績は282名になっております。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 御答弁ありがとうございます。

まず、スクールバスの運営からです。WTO案件なので一般競争入札という御答弁だったん

ですかね。すみません、それでよろしいんですかね。例えば我々の立場としては、WTO案件になると地元の業者が落札できない。だから、何とかWTO案件にならないような工夫をしてくださいというのは常日頃申し上げてきたところでございますが、ちなみに数字で教えてください。トータルで幾らの業務委託になるからWTO案件になって一般競争入札になっているのか教えてください。

**○主査（日野雄二君）** 学事課長。

**○学事課長** WTO案件でございますけれども、これは特定役務の調達手続の特例を定める政令というものがございまして、このスクールバスに関しましては一般サービスということで、3,000万円以上のものに関しては一般競争入札を行わなければならないというものでございます。

それから、今委員がおっしゃった地元企業というところでのお話でございますけれども、スクールバスに関しましては、この運行受託業者の営業所が市内にないと駄目だというような要件はつけておりますけれども、だからといって交通局を特命ということはちょっと難しいという判断をいたしております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** WTO案件にもかかわらず委託される業者は市内に本社を置いておかないといけないということですか。すみません、僕はWTO案件に関してそういう条件がつけられるというのを今まで知らなかったんですけど、これはだから大丈夫ということなんですよ。

**○主査（日野雄二君）** 学事課長。

**○学事課長** 申し訳ございません。ちょっと私の説明が言葉足らずでございました。条件にしているというよりも、当然スクールバスですので、早朝から動きますので、市内に営業所等々の車を止めるところがないと、これが受託できないということでございます。申し訳ございません。

**○主査（日野雄二君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 勉強になります。

各学校がその業務委託に関して入札を行っている。入札を行うのは技術監理局なのかもしれませんが、学校ごとにやっていて、それで各学校が3,000万円以上という、すみません、ちょっと繰り返しになりますが、そういう理解でいいですかね。

**○主査（日野雄二君）** 学事課長。

**○学事課長** 契約は私ども学事課でまとめて行っております。最初に御説明申し上げたように、学校ごとのスクールバスということで、例えばある特別支援学校ではスクールバスが3台あるいは4台ということになりますので、A特別支援学校は3台、B特別支援学校は4台というような形で入札を行っているということでございます。

**○主査（日野雄二君）** 西田委員。

○委員（西田一君）とにかく私は、今こそ交通局を助けないといけないなという思いでこの質問をさせていただいております、今業者選定に関する御説明がらあったんですが、例えば、各学校で送迎に関して、送の部分と迎の部分に分けて発注するというのもできないことはないんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○主査（日野雄二君）学事課長。

○学事課長 理論上は送と迎を分けることはできますけれども、一般的にこれを一緒にしないと経費が、倍とは言いませんけれども、かなり高くなるという状況が発生するかと思います。以上でございます。

○主査（日野雄二君）西田委員。

○委員（西田一君）送と迎に分けて発注して、一緒のところを受託すれば経費は上がりませんよ。

○主査（日野雄二君）学事課長。

○学事課長 送と迎を分けても恐らく金額的には変わらないのではないかなと思います。

○主査（日野雄二君）西田委員。

○委員（西田一君）それはやってみないと分からないと思うんですが、これ以上やっても堂々巡りになるのもうやめですが、交通局以外の事業者はどちらがされているんですかね。

○主査（日野雄二君）学事課長。

○学事課長 交通局とあとは西鉄バス北九州が落札されております。

○主査（日野雄二君）西田委員。

○委員（西田一君）やはり西鉄さんは直近の決算で260億円の経常黒字を計上しています。ここはぜひとも交通局を助けるために委託業務の発注というか入札の仕方は工夫していただきたいと思います。

民間でできることは民間にという前提があるにしても、地域の足は、例えば私の地元も西鉄さんが路線を廃止していますし、私はもう民間にやらせましょうという段階ではないと思っていて、地域の足はもう行政がやらないといけない。民間にはやってもらっているんですけど、おでかけ交通等で行政がお金を出して地域の足を確保している事例がもう既にあります。だから、ここは交通局を助けるという意味で、スクールバスの業務委託に関しては絶対に工夫していただきたいなと思います。何が優先かというのを皆さんよく考えていただきたいと思います。

続きまして、不登校についてお尋ねします。

人数については確かにまだ足りていないというか、苦しいところがあったという話もありましたし、一方ではスクールカウンセラーに時間の余裕がまだある、緊急で相談を入れることもしているという御答弁がありました。工夫されているんだなとは思ったんですが、ただ、親御さんとか支援団体、教育委員会のホームページに載せているような親御さんの会ですね、ココカフェさんとかおやすみ処amiさんとかがあるんですが、そもそも教育委員会に所属して

いるということが、ある意味スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの縛りになっているのではないかと。先ほどの学校単位の物品購入のところでも金子委員が申し上げていたことと同じで、やはりどこか教育委員会を気にして、市民とか子供、児童生徒がどこか不利益を被っているのではないかとというような意見を賜りました。

ここで1つ伺うんですが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーともに文科省からお金が出ている。たしか3分の1だったかなと思うんですが。例えば子ども家庭局がスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを担当するというのは制度上できないものなんですか。文科省から子ども家庭局が予算をいただくことはできないものなんですか。

すみません、じゃあ子ども家庭局にも聞きますし、調べておいていただけたらと思います。

続けます。そのヒアリングをしていて、どこまでの具体的な要望とか意見を教育委員会で反映していただいているのかなと思って。例えばそういった保護者の会とか支援団体とお話してみたいのは年に何回か、1回でもされているのかなと思うんですが、具体的な意見とか要望に対して、こういうふうには反映しましたというような事例があれば1つ、2つ教えていただければと思います。

**○主査（日野雄二君）** 不登校等支援センター担当課長。

**○不登校等支援センター担当課長** 先ほど委員からありましたココc a f eさんとかおやすみ処a m iさんとか、4団体の親の会と連携しているわけですが、連携をし始めてまず一番親の会の方に喜んでいただいたのは、なかなか今まで教育委員会との接点がなかったということで、ある人の紹介で我々はつながったということですね。それで次に喜ばれたのが、いろんな親の会がやろうとしているチラシ等々を皆さんに知らせる手段がなかったということで、ぜひ我々に持ってきてくださいということで、教育委員会を通じて学校等にお知らせをしています。それで、今徐々に代表の方とお話をさせていただいていますし、ぜひ何か要望があれば遠慮なく言ってくださいということで、連携強化を図っているところでございます。

**○主査（日野雄二君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** ようやくそうやって窓口というか、つながったということで、これからのいろんな御意見や要望を伺っていただけられるんでしょうけど、やはり先ほども同じようなお話があったと思うんですが、先生方は一生懸命されているんだけど、受け取る児童生徒によっては、時にそれが裏腹な結果になってしまう、逆効果になってしまうというようなことがあって、そういうのも不登校の一因ではあるのかなと思っていますので、例えばお母さん方とかそういう団体が教育委員会に対して個別の先生の批判というか、注文というのはなかなか言いにくいのかなと思うんですが、とにかく皆さんは非常に現場の声を言いづらい存在であるということを少し意識して、傾聴というか、とにかくまずその気持ちを受容することに今後も努めていただきたいなと思っています。

次に、給食についてなんですが、御承知のとおり、全国的に民間事業者が給食を提供できな

いという事案が多数発生しております。

報道レベルですが、例えば食材の物価が高騰していたり、人材不足とか人件費の高騰であったりとか、契約のその条項によって縛られているために、仮に仕入れが高騰していてもそれが価格に反映できないとか、いろいろあっているようですが、今のところ本市についてはそういった事案は発生していませんが、明日は我が身ですし、他山の石にしなければならないんですが、安定的な提供を担保するために委託事業者に対して何か配慮というか、聞き取りといったことは今されていますか。

**○主査（日野雄二君）** 学校保健課長。

**○学校保健課長** 事業者との意見交換などについてお答えさせていただきたいと思います。

今委員からも御紹介がありましたとおり、給食の安定供給の観点から、現在給食の調理業務を受託していただいている各社様とは、つい先般、夏に行いましたが、まず定期的な意見交換をさせていただいております。その中で、会社の運営状態であるとか、あるいは人員の配置状況、そして雇用者への給与の支払い状況、こういったところのお話を伺っているところでございます。

先ほどの決算の中でも、食材の分担と市の負担の部分について御説明差し上げたわけですが、こういった給食が急きょ提供できないということが起こらないように、調理業務を受託している会社様には、契約上、保証人制度というのをつけておまして、仮に当該事業者が運営できなくなった場合は、その保証会社に業務を履行していただくということで、契約上も一応担保しているところでございます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 契約上は、保証業者さんが代わりに行うという文言をうたっているというのは今御説明を伺って分かったんですが、さあどうでしょうね。その保証会社さんがいざとなったらピンチヒッターで同様の給食業務を引き継げるかといったら、私は決してそうじゃないと思いますね。であれば、そういう何というか、ちょっと言葉は悪いんですけど、責任を回避するための文言ではなくて、やっぱり文言よりも実際にきちんと安定的な提供が担保される方法をもう一度考えるべきではないかなと思っています。文言で保証しているから給食は安定的に担保されるんですよ、供給が担保されるんですよということは、僕はちょっと現実的じゃないのではないかなということ指摘させていただきます。この件はもうそこまでしておきます。

次ですね、不祥事案件について先ほど御説明がありました。もう何を申し上げたいか御理解いただけると思うんですけど、やはり児童生徒への性的虐待に関して非常に心配だなと思っております。あまり申し上げたくないんですけど、メディアに登場する専門家の話を読んだり聞いたりしていると、そういった職場には小児性愛者のような性癖を持った人が、専門家の話ですよ、僕はそうは考えたくないけど、10人に1人はいるとか、そういうことを言う方もいらっしゃるんですよ。私も子供を3人とも市立の小学校、中学校に通わせています。

仮にそういった性癖を持っているやからが、もしそういう目でうちの子供を見ているとしたら、何もないにしても、見られているだけで親はたまらないですよ。極めて恐ろしいなと思っています。

一方で、国もそういったことが分かっているから、日本版DBSということで法制化に向けて動いているというのを伺っていますが、その法制化もすぐにでもやっていただきたいんですけど、現時点でそういった逮捕事案があつて、先ほど御説明もありました職員研修の徹底とかということもあるんでしょうけど、教育委員会として今後こういった対応をされるのでしょうか。何もないですかね。

**○主査（日野雄二君）** 教職員課長。

**○教職員課長** 先ほど研修については説明をさせていただきましたので省きます。

それから、採用試験の二重チェックのところも申しあげましたので、ちょっと省かせていただきます。

今現在、採用する場合、これは免許を所持している人ですね、だから新卒の学生はちょっと当てはまりませんが、免許を所有している受験者に対しては、国のデータベースがありますので、こちらで犯罪歴については検索すれば出てくるということで、ここでチェックをしております。

特に、今年度からは特定免許状失効者管理システムというのができましたので、これは子供たちへの性暴力で免許を失効した人たちのリストで、ここでチェックが1つできます。

今のところそれをしっかりやっていくことで対応していくしかないかなと考えておりますが、採用試験につきましては、先ほども少し申しあげましたけれども、やはり実施方法をさらに工夫していくことでそのような癖といいますか、そういうものを持っている人たちを入れないような方法をしっかりと考えて最大限対応してまいりたいと考えております。

**○主査（日野雄二君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 非常に難しいとは思いますが、何とか少しでもね、やっぱりそういう性癖を持っている人は当然自分にそういう性癖があるというのは認識していると思いますので、やっぱりそういう人たちに対して思いとどまらせるような何か発信というか、そういったことを心がけていただきたいなと思います。難しいですけどね。

あと、いろいろありましたが、図書館の水増しについてなんです、この指定管理者を調べたら、ほかにも図書館をしているようです。

図書館の実績って、貸出数のほかに何がありますかね。ちょっと今手元にその資料を開いていないものですから。

**○主査（日野雄二君）** 運営企画課長。

**○運営企画課長** 図書館の指定管理者による実績につきましては、申しあげております貸出冊数のほかに、例えばイベントの実施、読み聞かせの回数とか、そういった取組による実績等が

ございます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 公共施設の利用者とか、具体的な数字で評価できる客観的な指標というのは、図書館で言えば貸出数だけなのかなと思っているんですが。

**○主査（日野雄二君）** 運営企画課長。

**○運営企画課長** そのほかに、今申し上げましたイベントの実施回数とか、あと毎年実施しております利用者のアンケートの満足度調査、それから来館者数等がございます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 今御説明があったんですが、根本的な数字を改ざん、水増ししているというところが大問題だという認識が当然あるのかなと思うんですが、そういうことをする会社がほかにも公共施設の指定管理者として指定を受けているということに関して、教育委員会としてどういった見識をお持ちなのか、お尋ねします。

**○主査（日野雄二君）** 運営企画課長。

**○運営企画課長** 今回の指定管理者による不正行為につきましては、その経緯といたしましては、昨年度の門司図書館の指定管理者の公募に当たりまして選定されなかったということを受けまして、今年度予定されております若松図書館に選定されないのではないかとという危機感から、若松図書館の実績をよく見せたいという思いから、社長の指示により実施したと事情聴取で確認しております。

つきましては、同じ指定管理者が実施しておりますほかの図書館につきまして、聞き取りをはじめまして、それから過去の実績等も見まして、不自然な数字上の動向がないかは確認した上で、若松図書館においての貸出しのみ行ったと確認しております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 経営者としてやっぱりそういった数字に非常に神経質になって、結果として不正をやったというその気持ち、動機は分からなくもないんですが、根本的な数字をそのように不正に操作するということに関して、指定管理者としての資質に鑑みて、僕は非常に大変なことだなと思ってまして、こういうある意味勇気があることがよくできるなと思ってます。当然、指定管理の更新時期に競合相手というか、ここがA社だとしたら、B社、C社であったと思うんですけど、若松図書館、それから教育委員会でいくとあとは戸畑図書館ですかね。そこについて、前回の更新のときに応募したのはここだけだったんですかね。

**○主査（日野雄二君）** 運営企画課長。

**○運営企画課長** 昨年度の門司と戸畑の図書館につきましては、複数の指定管理者の応募がございまして、その中から門司図書館につきましては図書館流通センター、戸畑図書館につきましては日本施設協会が現在選定されております。以上でございます。

○主査（日野雄二君）西田委員。

○委員（西田一君）戸畑、若松、あと教育委員会の所管はどこがあるんですかね。

○主査（日野雄二君）運営企画課長。

○運営企画課長 まず、全体の話を上申しますと、指定管理者制度を導入しておりますのは、門司それから小倉南、若松、八幡、それから八幡西、戸畑の6館になっております。直営で運営しておりますのが中央図書館と子ども図書館になっております。以上でございます。

○主査（日野雄二君）西田委員。

○委員（西田一君）それで、この日本施設協会が指定管理をしているところはどこなんですか。

○主査（日野雄二君）運営企画課長。

○運営企画課長 現在、日本施設協会が管理しておりますのは戸畑図書館になります。それから、小倉南図書館につきましては、日本施設協会と図書館流通センターの共同事業体で実施しております。以上でございます。

○主査（日野雄二君）西田委員。

○委員（西田一君）図書館流通センターというのは単独でも指定管理を受けていますかね。

○主査（日野雄二君）運営企画課長。

○運営企画課長 図書館流通センターが単独で運営しておりますのは、門司図書館と八幡図書館になります。以上でございます。

○主査（日野雄二君）西田委員。

○委員（西田一君）ということは、小倉南図書館については、ふだんライバルであるはずの会社がベンチャーで指定管理を受けているという理解でいいんですかね。

○主査（日野雄二君）運営企画課長。

○運営企画課長 2社の共同事業体により運営しております。以上でございます。

○主査（日野雄二君）西田委員。

○委員（西田一君）そうすると、指定管理の制度の根本的な骨格である、要は市場原理を働かせて民間で競って、そのメリットを行政が被るというその根本的なところが崩れるのではないかなと思って。そんなことはないですか。

○主査（日野雄二君）運営企画課長。

○運営企画課長 指定管理者制度の話で申し上げますと、個人以外の団体であれば応募できるようになっております。その中で共同事業体を組んで応募することもできるようになっております。その選択につきましては、図書館でいいますと、その図書館の公募に当たりまして、各応募事業者がそういった判断をしたということになります。以上でございます。

○主査（日野雄二君）西田委員。

○委員（西田一君）法制課は何て言っているんですか、今回の件は。

○主査（日野雄二君）運営企画課長。



**○運営企画課長** 今回の不正行為が公益通報によって分かりまして、その後、教育委員会で事情聴取、それからデータの確認等を行いまして、その上で不正行為を指定管理者が認めましたので、その後の対応につきまして、法制課それから顧問弁護士等と相談しながら今回の対応を決定したということになります。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 例えば、僕も素人なんですけど、詐欺未遂という犯罪があるんですよね。ネットで調べた程度ですけど、そこに、何らかの財産を取得する目的で人を欺くことが詐欺ならば、仮に財産を取得することがなくても、それを目的で人を欺くことが詐欺未遂だというようなことが書いてあるんですけど、最後に、指定管理料というのは指定管理者にとって財産であるのかないのか、それだけ教えていただけますか。

**○主査（日野雄二君）** 運営企画課長。

**○運営企画課長** 指定管理料はその年度ごとに協定に基づきましてこちらが委任します業務についてお支払いするというものでございますので、お支払いした後はその法人の財産になるかと思えます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 財産になりますよね、多分一部はね、少なくとも。利益が生じているのであれば。

分かりました。今の答弁だと、一部財産なのかなという理解で一応終わっておきます。

**○主査（日野雄二君）** 主査から言いますけど、あまりにもその答えが、何回聞いても理屈に合っていない。これは、改めて西田委員のところをしっかり報告に行ってください。

それでは、3時を過ぎましたので、まだ自民党は42分残っていますが、あと質問者はお二人おられますね。どうしましょう。休憩にしますか、継続しますか。

では、継続で。ただ、トイレに行きたい方は行ってください。執行部もどうぞ、それは構いませんので。体が大切ですから。それでは、中村委員。

**○委員（中村義雄君）** 5分で終わります。2つ聞きます。

1つは、北九州グローバルゲートウェイ、英語村について、費用対効果という面で聞きたいんですが、令和4年度は5,500万円の決算となっています。令和5年度はALTとかと一緒に4億円ぐらいと書いていたので、多分同じぐらいの額が入っていると思うんですけど、今後これを続けていくかどうかという判断をするのに、この令和4年度決算の中で確認したいのは、いわゆる費用対効果です。

委員会の中であったと思いますけど、すごくよかったという感想は聞いておりますけど、もちろんああいう楽しむ施設ですから、それは感想を聞けばよかったという話になると思うんですけど、要は行った子が中学校3年生になったときに、そこに行ったことがどれぐらい反映していたかということが必要だろうと思うんですよね。だから、5,500万円あったときに、例えばこ

れをもっとALTにを使って英語の能力を上げるという方法もあるかもしれないし、子どもひまわり学習塾は今1割とか言われています。これは7,600万円ですから、5,500万円を使えばかなり拡充できるわけで、うちの町ではエビデンスは難しいと思うんですけど、例えばよその都市で同じような取組をしたところがあるのかないのか。あるのであれば、そういうところのエビデンスがあるのかないのか、それをお尋ねします。これが1点。

もう一点は、個別の案件をどうのこうのと言うつもりはないんですけど、最近あったケースで、ある部活動の先生が、生徒に死ねとか、おまえは道具より価値がないとか、胸ぐらをつかんだりしているわけですよ。それを先生は認めています。ただ、それだけ聞けば悪い先生なんだけど、ほかの子たちはみんな先生のことを慕っているという状況もあるので、一概にその先生が悪いとは言えないんだけど、私が今回問題としたいのは、どんなにいい先生でも、今の世の中では絶対言ってはいけない言葉、私がさっき御紹介した言葉とか、誰が考えてもそうですよね。聞いたら、試合のときとかもそんな言葉を使っていたというわけですよ。ということは、いろんな人がそれを見聞きしているはずなんですよ。同じ学校の先生も恐らく見聞きしているのに、それが問題として上がっていないということが僕は一番大きな問題だと思うんですよ。

質問は、さっきの性犯罪のことも含めて、公益通報ではないけど、先生がこれは何かおかしいぞと思ったときに、最低限校長に連絡が行くようなシステムがあるのかないのか、それをお尋ねします。以上。

**○主査（日野雄二君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長** KGGの費用対効果について御回答したいと思います。

まず、国内にこういった施設があるのかというところでいきますと、3か所ございます。東京と福島、静岡の3か所、それと北九州を入れて4か所になります。

他都市のエビデンスについては把握しておりませんが、北九州市におきましては、先ほど御答弁したとおりで、効果的な結果になっているという状況ではございます。

委員御指摘のように、1回の体験活動によって子供たちの英語力アップまで結びつくかという、なかなか難しいのかなとは考えておりますが、子供たちに多くの英語の体験をする場を与えるということは大切なと考えております。

1回ですが、そのKGGの体験がより充実したものとなるように、事前と事後の学習もすごく大切にしております。事前には教師に動画でイメージを持つようなロールプレーをして、こういうふうに進めるんだとか、そういったことを学ぶようにしておりますし、子供たちにつきましては、しおり、フリップブックと言うんですが、そういったものをつくってこれまで学んできたこと、それからアトラクションの中でこういうやり取りをしたらよいというようなことも事前に学びまして、体験活動を行い、体験活動の後にまた振り返って、うまくできなかったこと等を理解し修正するような授業もしているところです。

それから、本年度につきましては、今後アンケートを実施していくんですが、自分の英語が通じたとかという喜びを子供たちも得ておまして、併せて先生も日頃の授業とは違った積極性を見せる子供の姿を感じて、指導方法の内容について自らを見直すきっかけとなっているというようなところもございます。

先ほどALTの拡充にお金を回したらというお話もありましたが、その辺につきましては、このKGGは体験型施設を利用した状況の中で子供たちがお話をするという事で、また目的が異なるものだと捉えておりますが、今後、英語学習における体験学習のより効果的な実施については検討してまいりたいと考えております。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 教職員課長。

**○教職員課長** 教員の不適切な言動について、ほかの教員等、周りの者が傍観者になっていないか、また公益通報等の適切な利用について御質問いただきました。

委員御指摘のように、全ての教職員が傍観者になることのないようにしていくことはまず大切なことだと考えております。

そのためには、まず教員同士の同僚性、これをしっかりと育んでいく。気になることがあれば、互いにそれを指摘し合うとか伝え合う、それから上司にきちんと報告、相談をする、そういう風通しのよい職場、風土みたいなものをつくっていくことが必要であるというのがまず前提だと思います。

また、この公益通報についてですが、今年5月に配付しました不祥事防止マニュアルの中に、その制度についてきちんと掲載をして周知をしているところです。

先ほど申しましたが、まずしっかり同僚性をつくっていく、風通しのよい職場をつくって、その補完的な仕組みとして、この公益通報を適切に活用することで、不適切な言動、不祥事の未然防止、こういうことに努めてまいりたいと考えております。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 教育次長。

**○教育次長** 付け加えまして、今回の事案を踏まえまして、昨日、全校長・教頭に教育委員会のメッセージを配っております。

その中で、先ほど教職員課長も申しましたけれども、学校の中でやはりこういうわいせつ事案やハラスメント、それから不祥事防止に向かって全力で取り組んでほしいということをメッセージで出しているんですが、その中で、学校の中で子供も教師もおかしいと感じたことに対しておかしいと声を上げることができる環境をつくり出すようにということで、全ての校長にメッセージを発信しております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 中村委員。

**○委員（中村義雄君）** 先生たちがお互いを見張り合うみたいなのは非常によくないので、あまり推奨するわけではないんですけど、やっぱり実際そういう案件もあっていますからね。僕も小学校のPTA会長からずっといろんな役をして先生に関わっていますが、先生は本当に熱

心ですよね。仕事を超えて頑張っているという側面はあるけど、逆に人のことは何か口出しづらいなみたいな閉鎖的なところもあるのではないかという偏見もちょっと持っています。

もう今こういう世の中ですから、ぜひないように、高橋英樹教育次長を信用して頑張ってもらいたいと思います。

英語村の件は、例えば給食を無料にするときのお金がないとか、外壁改修にお金がかかるとか、いろんなことでお金がないと言っている中で、本当にこれが要るんですかという話なんですよ。

感想レベルは楽しいだろうと思うわけですよ。先生がよかったというのも、先生は1回行って教育方法が分かれば、2回目もそのメリットがあるのかといたら、僕はないと思うんですよ。だからそこはお金がない、お金がないと言っているんだから、きちんとシビアに検討すべきだと思います。令和5年度は予算化されていますので、令和6年度に向けては、2年間やった中で本当にこの5,000万円を使ったほうが子供たちのためになるのかというのはもう一度検討してもらえれば。絶対反対というわけではないんですけど、これをやったから中3のときに英語が得意になったというのが、何か自分の中ではしっかりこないもので、もしやるのであれば、ちょっとその辺が説明できるように研究してください。終わります。

**○主査（日野雄二君）** 続けます。井上しんご委員。

**○委員（井上しんご君）** 10分の持ち時間でさせていただきます。

まず初めに、さっきからいろいろと議論がありましたけども、不登校対応について、有田委員が午前中に言っていた内容とも重なりますが、北九州市の不登校対応が変わったのかみたいな形で質問を受けます。

市がつくった不登校のパンフレットで、不登校は問題行動ではありませんと。子供たちや家庭を追い込まないという視点だと思うんですけども、学校に来なくてもいいよ、別の方法もあるからという形なんですけど、本当は子供たちは学校に来て学びたいけど、学べない原因というのがやっぱりあると思うんですね。その辺のところは丁寧に書いてなかったものですから、それを見た市民の方が、北九州市は、不登校は問題行じゃないからほったらかしではないですけど、そういったスタンスと受け止めた方も多いのかなと思いました。

先ほども議論があったように、行けない理由として、先生が怖いとか、暴言を吐かれたとか、また友達関係だとかいう部分もあると思うんですね。そういった、何が原因で行けないのかという問題に学校としてしっかりと対応して、学校に来ることができるような環境をつくっていくというのが大事だと思うんです。これらは今もされているけど、パンフレットにはそういう一面しか書いていないので疑問を持った方が多いのかなと思います。

やっぱりこの中で、人との関わりが大事だということが言われて、なぜ今公教育で学校という現場に通っていくのかということであれば、コロナ渦で会社等も一部でリモートとかテレワ

ークということがはやった。それを導入した会社もいっぱいあったけど、結局は人が会って話すことが大事だということで、リモートに一本化した会社も見直しをして、やっぱり実際に来てほしいという形で改めています。

そういった視点で子供たちが何のために学校へ行くのかという部分で、もう少し不登校の原因をしっかりと見てもらいたい、それにしっかり対応してもらいたいという点で1点お聞かせください。

それと、これにまた関係するんですけども、今学校が5時半以降電話対応をしないという形で、5時半とか6時とかまででされておられます。

そういった中で、コロナ禍のときからだと思うんですけども、土曜日授業がなくなって、前は土曜日の午前中に参観があって、終わった後にPTA総会とか、また、土曜日授業は地域との関わりを増やそうという点で、子供たちが防災訓練に参加をしてということがあったんですけども、コロナの期間一切できないということで、コロナが終わったので、また元に戻るかなといったら、土曜日の参観もなくなって平日しかしませんよとか、PTA総会も土日はできませんと。平日も、夜ならまだしも、昼間にやるみたいな形で、学校としても5時で終わりますので、昼間となるともうなかなか保護者の方が学校に来ることもなくなるのかなと心配をしています。

体育祭も土日の開催が平日開催になっているところも増えていると聞いていますし、子供たちが地域の人たちと一緒に成長を喜ぶような環境が、本来、北九州モデルと言われていた教育の基本だと思うんですが、コロナを理由にして、もうある意味面倒くさいという部分はあるのかもしれない。だけど、そういう方向に流れていってほしくないなど。やはり、あえて面倒くさいことをやるのが教育だと思いますので、そういったふうにあしきに流れてほしくないという点で見解を聞かせてください。

**○主査（日野雄二君）** 生徒指導課長。

**○生徒指導課長** 1点目の不登校の対応について説明させていただきます。

先生が怖いとか友達関係、いじめであるとか、そういった原因が分かるものについてちゃんと学校は対応しています。解決しようと聞き取りをしたり、双方の突き合わせをしたりするなどして、謝罪の場を設けたりして解決に努力はしております。

ただ、今の不登校の子供たちの状況を見ると、それだけ解決してもなかなか学校に向かえない、行けないという状況にあります。様々な要因が複雑に絡み合っている状況にあります。

そういった子供たちに対して、いろいろな学習の場を準備して学習保障をしたり、うちで言ったら未来へのとびらオンライン授業とか、学校でのオンライン授業、それから学校にその子が行きたいと思ったときにスムーズに学校復帰ができるような環境づくりに努めているところで。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 教育振興担当課長。

**○教育振興担当課長** 土曜日授業のことについてお答えいたします。

先ほど土日の授業もなくなりとおっしゃいましたが、現在でも土日に授業を行う学校はございますし、体育大会も平日開催が増えてきているということでございましたが、現在小学校は126校ございまして、平日開催しているところはありません。土日に行っております。

それから、中学校につきましては、62校中の31校については平日開催となっておりますけれども、部活動の大会が土日に重なることなどの理由から平日開催を行っている学校もあるようです。

それから、特別支援学校につきましては、7校のうちの3校が平日で開催しているというところでございます。

また、防災訓練を地域と行わなくなっているというお話がありましたけれども、コロナが5類に引き下がったこともあり、また下がる前でもありますけれども、コミュニティ・スクールを行っている学校については、感染対策をして防災訓練等を地域の方と行っているところはございます。

また、先ほどの体育大会の開催に戻りますけれども、面倒くさいから短くしているということではなく、感染対策等を踏まえて、子供たちにとってよりよい学びになることを常に目指して考えた結果でございますし、日程を決める際には、学校長が一人で決めるわけではなく、学校運営協議会、例えばPTA会長や地域の自治会長などと相談しながら決めているところもありますので、一概に面倒くさいから何か短縮とか、そういったことではありません。本当に子供たちの自主性とか、よりよい学びにつながるよという考えの下で、職員で共有をして内容を精選しているところでございます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 井上委員。

**○委員（井上しんご君）** はい、分かりました。

面倒くさいというのは、僕もそんなに思っていないです。実際、PTA総会も歴史的にずっと土日開催だったんですけども、保護者の方は、それを学校からもう平日にしますと言われたと。そして、電話もかけられない。PTA総会も土日にできないとなれば、一体どう関わっていくのかという部分で市民の声があったので紹介させていただきました。

体育祭も、もともと午前、午後で、お弁当を食べるという楽しみな部分があったんですが、午前中開催も増えてきているということで、子供たちのためと先ほどおっしゃいましたので、ぜひそういう部分もやってもらいたいと思いますし、そういうふうに市民がだんだん遠ざかっていると感じるのは、もともと中学1年生であったふれあい体験合宿も学校判断になって、また、やってもいいらしいんですけども、中学2年生の農泊も基本的にはないという形で、行けば大変だということもあると思うんですけども、そういった子供たちが楽しみにしていた行事もどんどんなくなってしまって、保護者の関わりについても、PTAフェスタも大体土曜日や日曜日にしていたのが、学校側からはあまりしてほしくないみたいなニュアンスで言われると

か、どんどんそういうふうになってしまうのではないかという懸念が、やっぱり保護者にもあると。ぜひそういったことにならないように、北九州市はやっぱり地域と先生方、子供たちという部分ですごいタッグを組んでやってきたという歴史があって、一時は荒れた時期もいっぱいあったものですから、そういった関係で培ってきた経験がありますので、ぜひそこを大事にしてほしいなということを意見として言います。

不登校については、原因がやはりあると思うんです。原因が複合しているという部分は本当にそうだと思いますし、不登校で悩んでいるお母さんたち、お父さんたちも、何とか学校に行って友達と楽しんでもらいたいという部分があると思うんです。そうじゃない方法も当然ありますし、ですからこそ、そういった子供たちもしっかりと学校は見ていますよという、多分実際はやっていると思うんですけども、あるパンフレットとか一面的な資料を見ると、もう関係ないというふうになるのかなと思った方が多いということで紹介させていただきました。

ぜひ、先ほど言われたような形でやってもらいたいと要望しておきます。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 大石委員。

**○委員（大石仁人君）** 最後ですので、手短に1点だけお伺いします。

教員不足に関してです。教員不足対策で、教員の確保に関してやられていること。先ほどペーパーティーチャーの支援講座のことをおっしゃっていましたが、それ以外にあれば、やっていることを教えてください。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 教職員課長。

**○教職員課長** 教員確保についてです。

これは教育長が本議会でも答弁いたしましたけど、まず、今教職員課では、とにかく人材を発掘して確保して育てることに取り組んでいるところです。

その確保のところで、特に大学訪問というのに力を入れてやっております。昨今は、やはり受験する学生が逆に自分の働く場所を選べるというような立場になっておりますので、やはり複数併願して、いろいろな自治体を受ける学生が増えております。

ですので、私どももこの福岡県や九州だけではなくて、中国地方それから関西にまで足を延ばして説明会を行っているところです。

また、資料配付も令和3年度は21校でしたけども、令和4年度は29校、それから今年は79校と、セミナーの資料配付もして北九州をアピールして確保しているところでございます。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 大石委員。

**○委員（大石仁人君）** ありがとうございます。

今現在できることをやられて、努力されていることは分かります。長い目で見ると、生むみたいな視点も大事かなと思っていまして、要は子供たちが教員になりたいというふうにかに思わせられるかというところが非常に大事な、そこから始めていかないといけないのではな

いかなと思っています。

市長事務部局のことであれば明るいニュースがあるじゃないですか。ニュースブリッジとかいろいろあるんですけど、正直、今教員や教育委員会とか学校がニュースとか新聞で出るのは不祥事じゃないですか。暗い話とか、すみません、すみませんと言っている絵ばかりなんですよ。

先生とか学校とか教育委員会も、今、何かすごく社会的に肩身の狭い思いをしている。でも、学校にはすばらしい先生、頑張っている先生がいっぱいいるじゃないですか。本当に生き生き働いている若い先生たちもいるじゃないですか。誇らしい仕事をしているわけなので、何か広報戦略みたいなものが必要なのではないかなと思っています、やはり学校というのは、どうしても子供たちに焦点が当たって、こういった成果がありましたということはあるんですけども、あまり先生にフォーカスすることはないじゃないですか。でも、教育委員会としてそういう広報戦略部署みたいなもの、チームみたいなものをつくって、きらきらしている先生をもっとフォーカスして発信したりしていたら、だんだんいいイメージがつく。そういう戦略で、保護者もそうですし、今の子供たちに対して、先生たちはこんなにすばらしい、格好いい先生に自分もなりたいたい。いいね、やっぱり学校の先生って夢のある仕事だねといかに思わせるかというのをもっと出したほうがいいのではないかなと今思っておりますが、これに関して見解があればお願いいたします。

**○主査（日野雄二君）** 総務課長。

**○総務課長** 教育委員会の中では総務課で広報担当をしております。今学校の明るい話題というか、いい話題というのは、先生個人にスポットを当てるといよりは、地域との取組とか、季節ごとの学校行事の中でこういうことをやっていますとかを、いろいろ工夫しながら広報室、記者クラブ等に投げ込みとかはしているんですけども、やはりどうしても悪いことへの食いつきがいいというか、言い方は悪いですけど、どうしても取り上げられ方が悪いことのほうに行ってしまうので、学校の特色のある取組をPRはしているんですけども、明るい話題とか楽しい話題を取り上げられる努力をして、さらに研究していきたいとは思っております。

なかなか先生個人に光を当てたPRということになると、今までほぼやっていなかった分野で、例えば教員の採用試験のパンフレットの中で、去年やおとし採用された先生たちがこんなに活躍していますというようなPRの仕方というのはありましたけれども、それは子供には向いていないので、採用試験を受けようと思っている先生、学校の教職を目指している方へのPRだったので、どういうやり方があるかというのは今後ちょっと考えてみたいと思います。ありがとうございます。

**○主査（日野雄二君）** 教職員部長。

**○教職員部長** 先ほど教職員課長から、大学訪問を関西まで広げたという話がありました。その中で我々の取組をアピールしております。今北九州市では、先生を一人にしないということ



をモットーにして説明をしております。

さらに言えば、北九州市の町のよさもアピールをしております。その中で、大学の先生が、北九州市の取組に賛同すると、学生さんにぜひ北九州市を紹介したいということをおっしゃいました。

実際にそういった関西から北九州市を受験している学生さんも大変伸びております。そういったこともやっております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 大石委員。

**○委員（大石仁人君）** 今のその努力というのは本当に素晴らしいと思います。

やっぱり明るくて前向きなところにいい人材が集まってくる、これは企業もそうじゃないですか。なので、学校が暗かったら、教育委員会が暗かったら、やはりそういったいい人材は集まらないので、質のいい人材の確保というのは本当に喫緊の課題だと思いますので、今2.9倍とおっしゃっていましたが、やはり3倍を切ったら質が下がると言われているじゃないですか。なので、やはり3倍を優に超えることを目指して、それが継続できるように広報戦略ですね、もうそこにやっぱり重点を置いたチームみたいなものをつくれたらいいんじゃないかなと思うし、やっぱり先生にどんどんフォーカスして発信する。子供たちに夢を持たせられるような、保護者に対しても、こんな先生がいるんだ、こんな取組をしているんだと、もっともっとアピールしていったいいかなと思いますので、ぜひとも明るく前向きに頑張っていきましょう。よろしくをお願いします。以上です。

**○主査（日野雄二君）** ありがとうございます。

ほかになれば、以上で本日の議案の審査を終わります。

ここで、市長質疑項目の提出についてお知らせします。市長質疑項目の提出締切りは、局別審査最終日9月21日木曜日の午後4時ですが、審査終了が午後3時以降となった場合は、終了の1時間後までとなりますので、4時に限らず延びるという可能性もあるということです。

なお、質疑項目については、お手元配付の様式により随時事務局に御提出いただきますようお願いいたします。また、質疑項目は当分科会の所管に関する事項とし、教育委員会に関するものについては、市長の権限の及ぶ範囲内をお願いいたします。市長の権限が及ばないものについては、教育長から答弁を受けることとなりますので、あらかじめ御了承願います。

なお、各会派から提出された市長質疑項目については、9月22日金曜日にタブレット端末のメールで各委員に通知をします。併せてお知らせします。

9月19日は午前10時から保健福祉局関係議案の審査を行います。本日は長時間ありがとうございました。以上で閉会します。